

1 災害危険箇所等一覧

1-1 危険箇所等総括表

区 分		箇 所 数
地すべり危険箇所（県農政部所管）		1
地すべり危険箇所（県土木部所管）		14
山地災害 危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	1
	山腹崩壊危険地区	21
	崩壊土砂流出危険地区	33
土砂崩壊危険箇所		14
急傾斜地崩壊危険箇所・区域		38
土石流危険渓流		56
砂防指定地		10
重要水防区域		63(45地区)
内水氾濫区域		1

1-2 地すべり危険箇所

1

(県農政部調)

番号	箇 所 名	所在地	面積(ha)	備 考
1	矢坪	穴原	16.90	危険度B

2

(県土木部調)

番号	箇 所 名	所在地	面積(ha)	備 考
1	古谷	大日向1区	5.3	
2	平川原	大日向3区	5.2	
3	下川原	大日向5区	5.0	
4	大窪	大久保	8.3	
5	石堂	八郡	8.2	
6	枝沢	松井	10.4	
7	大森	松井	8.3	
8	大門諏訪社	大門	8.1	
9	境田	天神町	10.2	
10	筆岩	筆岩	15.8	
11	長筈	松井	6.8	
12	大石	大石	8.7	
13	鶯の口	うそのくち	7.6	
14	山ノ神	上畠	5.3	

1-2の2 地すべり危険地区

(県林務部調)

番号	箇 所 名	所在地	面積(ha)	備 考
1	大野沢	大日向1区	6.24	

1-3 山腹崩壊危険地区

(県林務部調)

番号	地区名	面積 (ha)		治山事業 進捗状況	位 置		備 考
		調査 地区	危険 地区		大字	字	
1	影・新田	1	1	既成	上	新田	
2	大日向2区	5	1	未成	大日向	刈又	
3	余地	4	1	未成	余地	中谷	
4	下海瀬	1	1		海瀬	下山根	
5	大日向5区	4	4		大日向	下川原	
6	大日向1区	5	1		大日向	古谷	
7	大日向2区	4	1		大日向	宿戸	
8	大日向3区	5	1		大日向	平川原	
9	川久保	1	1	未成	海瀬	向原	
10	羽黒下	1	1		平林	羽黒下	
11	花岡	3	3		海瀬	月見坂	
12	川久保	3	3		海瀬	鳥井下	
13	大日向1区	10	8	一部既成	大日向	上臼石	
14	四ツ谷	1	1	既成	海瀬	親沢尻	
15	かさなり	9	3	既成	海瀬	重り	
16	川久保	6	5	既成	海瀬	丸山裏	
17	上石堂	11	11	既成			
18	大門・高根	3	1		畠	沢入	
19	天神町	1	1	未成	穂積	東境田	
20	八千穂高原	6	1	既成	八郡	八ヶ岳下	
21	上畠	1	1		畠	山の神前	
22	高岩	2	2	既成	穂積	高岩	

1-4 崩壊土砂流出危険地区

(県林務部調)

番号	地区名	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		備 考
				大字	字	
1	大日向1区	3.3	一部既成	大日向	十石	
2	大日向2区	5.13		大日向	矢沢	
3	大日向1区	3.36	一部既成	大日向	都沢	
4	大日向1区	2.16	未成	大日向	大野沢	
5	大日向1区	2.7	一部既成	大日向	石堂	
6	大日向1区	3		大日向	新三郎	
7	川久保	2.16	未成	海瀬	月見坂	
8	宿岩	1.89	未成	宿岩	勝負沢	
9	余地	2.16	未成	余地	上日向	
10	中尾	0.72	未成	上	中尾	
11	大日向3区	2.64		大日向	霧久保	
12	大日向3区	3.9		大日向	灰立沢	
13	旭	2.1		海瀬	白矢	
14	大日向4区	2.94		大日向	安田沢	
15	余地	2.16		余地	芝目	
16	大日向1区	3.9	一部既成	大日向	石堂	
17	大日向1区	2.52		大日向	上臼石	
18	川久保	1.08	一部既成	海瀬	横打	
19	余地	0.72	一部既成	余地	イゴヤク	
20	大日向1区	4.5	既成	大日向	大野沢	
21	八郡	2.7		八郡	唐沢	
22	大石	3.84		八郡	長笛日影	
23	柳沢	3.36		千代里	柳沢	
24	柳沢	1.05		千代里	頭無	
25	うそのくち	0.6		畠	日向林	
26	柳沢	2.34		千代里	穴口	
27	上畠	0.72	未成	畠	勝見沢	
28	筆岩	2.1		穂積	筆岩	
29	大久保	1.2	未成	畠	唐沢	
30	柳沢	6		千代里	コワレバコ	
31	大石	3	未成	八郡	八ヶ岳	
32	大門・高根	1.05		畠	沢入	
33	大門・高根	1.08		畠	沢入	
34	曾原	1.08	未成	曾原	富士腰沢	R2.1.7 新規

1-5 土砂崩壊危険箇所

(県農政部調)

番号	地区名	所在地	管理団体名	備考
1	海瀬開田幹線用水	穂積字関谷	海瀬開田水利組合	
2	小山用水	畠字高橋	小山開田水利組合	
3	日向用水	上字大張	影水利組合	
4	大岳用水	畠字高橋	大岳水利組合	
5	屋敷入用水	上字中尾奥	大岳開田水利組合	
6	大日向幹線用水	大日向字下古谷	大日向開田水利管理組合	
7	高野町用水	畠字渕ノ上	柳翠区・相生区	
8	佐口用水	畠字高橋	佐口水利組合	
9	大庭用水	畠字山口	大庭耕作者組合	
10	勝見沢用水	八郡字八ヶ岳下	勝見沢耕作者組合	
11	日影用水	八郡字八ヶ岳下	八郡水利組合	
12	唐沢用水	八郡字八ヶ岳下	八郡水利組合	
13	江口用水	八郡字蓬間	八郡水利組合	
14	馬越用水	千代里字千代里	馬越水利組合	

1-6 急傾斜地崩壊危険箇所・区域

(県土木部調)

番号	箇所名	概況等			保全 人家戸数	指定状況
		延長	傾斜度	高さ		
1	宿岩	200	40	24	10	
2	新田	250	39	30	17	
3	上新田1号	250	35	25	9	H 8. 3. 21
4	針の木沢	150	30	20	8	
5	高野町上	300	40	30	16	H 12. 2. 3
6	上曾原	180	35	9	9	
7	海瀬	110	32	20	11	S 58. 4. 18
8	本郷(余地)	150	45	30	7	
9	野尻	100	20	20	7	
10	川久保	240	45	22	10	H 8. 2. 19
11	下川原	190	35	20	7	
12	大日向本郷	200	40	17	13	H 2. 4. 26
13	平川原	330	35	27	6	S 49. 4. 8
14	矢沢	130	38	30	9	
15	宿戸	230	67	53	17	S 63. 3. 28
16	古谷	215	45	37	13	S 59. 4. 19
17	古谷2号	340	50	10	17	
18	平川原2号	160	40	40	2	H 19. 2. 5
19	上新田2号	68	45	10	5	H 8. 3. 21
20	上本郷	200	45	20	27	
21	穴原	260	32	38	11	S 60. 4. 4
22	高岩	80	30	20	5	H 2. 12. 17
23	中央	150	35	20	7	
24	樋の口	300	40	40	18	
25	境田	150	30	40	5	
26	大窪	140	35	10	11	
27	中畠	230	35	40	4	
28	上畠	180	30	23	8	S 59. 4. 19
29	山の神	110	48	14	7	S 53. 6. 19
30	千ヶ日向	250	45	40	10	
31	八郡	100	30	20	6	
32	佐口	160	40	15	17	
33	鶴の口	180	45	30	5	
34	上野	50	36	30	5	
35	大石1号	150	37	20	11	
36	大石	120	35	25	14	S 56. 3. 30
37	柳沢	150	40	9	5	
38	一の淵	380	48	35	9	

1-7 土石流危険渓流

(県土木部調)

番号	河川名	渓流名	渓流所在地
1	千曲川	平沢川	平林
2	抜井川	富士腰沢2	上曾原
3	抜井川	富士腰沢1	上曾原
4	抜井川	唐松沢2	曾原
5	抜井川	唐松沢3	曾原
6	余地川	峠の湯の沢	中谷
7	余地川	マガクボ	中谷
8	余地川	萩久保	中谷
9	余地川	狐久保	中谷
10	余地川	大石久保	野尻
11	余地川	大石沢	野尻
12	余地川	イゴヤク	余地
13	余地川	大久保沢	余地本郷
14	余地川	中畑	余地本郷
15	抜井川	くるみぞうろ	古谷
16	抜井川	漆入川	古谷
17	抜井川	柄入	古谷
18	抜井川	高山	刈又
19	抜井川	刈又沢	宿戸
20	抜井川	矢沢川	矢沢
21	抜井川	霧久保川	平川原
22	抜井川	寺沢	平川原
23	抜井川	小窪1	大日向本郷
24	抜井川	小窪2	大日向本郷
25	抜井川	西正寺沢	大日向本郷
26	抜井川	豪土窪1	大日向本郷
27	抜井川	豪土窪2	大日向本郷
28	抜井川	郷土久保	大日向本郷
29	抜井川	こもつかい	大日向本郷
30	抜井川	柳沢	大日向本郷
31	抜井川	槇沢1	大日向本郷
32	抜井川	槇沢2	大日向本郷
33	抜井川	槇沢3	大日向本郷
34	抜井川	槇沢4	大日向本郷

35	抜井川	槇沢5	大日向本郷
36	抜井川	槇沢6	大日向本郷
37	抜井川	野田窪	館
38	抜井川	花岡川	花岡
39	北沢川	新田川	上新田
40	北沢川	大張沢	大張
41	抜井川	初ノ久保	崎田
42	抜井川	コガ井	崎田
43	抜井川	藤塚	崎田
44	抜井川	鍛治の入沢	崎田
45	千曲川	城久保	穴原
46	千曲川	萩の久保	穴原
47	千曲川	山の神沢	穴原
48	千曲川	矢の久保	高岩
49	千曲川	沢入川	中畠
50	千曲川	下宮入沢	中畠
51	千曲川	宮入沢	宮前
52	千曲川	もじ久保	上畠
53	大石川	唐松窪	馬越
54	大石川	大岳沢	鶯の口
55	石堂川	石堂川	鶯の口
56	大石川	大久保沢	松井

1-8 砂防指定区域

(県土木部調)

番号	名称	区 域	指定年月日	指定番号	面積 (ha)	備考
1	余地川	大字余地 字上日向	S 22. 11. 21	内務省告示第350号	16. 76	
2	拔井川	大字大日向 字下臼石	S 27. 9. 17	建設省告示第1231号	11. 57	2-1
	拔井川	大字大日向 字くるみぞうろ	S 27. 9. 17	建設省告示第1231号	10. 72	2-2
3	大石川	大字千代里 字ヨコテ	S 31. 11. 10	建設省告示第1781号	20. 56	
4	拔井川	大字大日向 字十石	S 32. 3. 12	建設省告示第156号	13. 92	
5	石堂川	大字畠 字平井堂	S 35. 10. 7	建設省告示第2204号	25. 35	
6	大石川	大字千代里 字嘴面	S 35. 12. 14	建設省告示第2607号	11. 67	
7	水無川	大字八郡 字八ヶ岳下	S 46. 11. 16	建設省告示第1854号	39. 77	
8	石堂川	大字上 字大岳	S 59. 8. 31	建設省告示第1264号	7. 85	
9	沢入川	大字畠	H16. 3. 17	国土交通省告示第289号	2. 02	
10	下宮入沢	大字畠	H21. 11. 24	国土交通省告示第1236号	4. 35	

1-9 重要水防区域

番号	河川名	左右岸 の 别	警戒の 度 合	延長(m) (箇所数)	場 所 (目標)	予想さ れる水 位(m)	区分と予想 される危険	水防工法
1	北沢川	左	A	500(1)	中電ズイ道	1. 5	堤防高不足 越 水	積土のう
		右	A					
2	北沢川	右	A	50(1)	大張	1. 5	護岸等老朽 越 水	積土のう 木 流 し
3	拔井川	左	A	130(1)	農協大日向支所～ 4区公民館裏	1. 5	護岸等老朽 決 壊	積土のう 木 流 し
		右	A	100(1)				
4	拔井川	左	A	100(1)	柏木橋～広久保橋	1. 5	天然護岸 決 壊	木 流 し
		右	A	200(1)				

5	抜井川	左	A	70(1)	一の淵橋上流	1.5	天然護岸 決壊	木流し
6	抜井川	左	A	200(1)	石合橋上流	1.5	がけ崩れ 決壊	木流し
7	抜井川	右	A	100(1)	源八橋上流矢沢	1.5	護岸老朽 決壊	木流し
8	抜井川	左	A	200(1)	源八橋下流水堀	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
9	抜井川	左	A	150(1)	温井橋上流四ツ谷	1.5	護岸老朽 決壊	木流し
10	抜井川	左	A	100(1)	抜井川、灰立川合 流点	1.5	護岸老朽 決壊	木流し
11	抜井川	左	A	200(1)	鳥井下橋上流 川久保	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
		右	A	100(1)			木流し	
12	抜井川	右	A	100(1)	源八用水 堰堤上、下流	2.0	堤防高不足 越水	積土のう
13	新田川	左	A	110(1)	加藤悦郎様宅裏～ ガソリンスタンド	1.5	河積不足 越水	積土のう
		右	A	100(1)				
14	余地川	左	A	100(1)	梅田橋上流～海瀬 郵便局	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
		右	A	120(1)				
15	余地川	左	A	70(1)	余地川橋上流	1.5	天然護岸 決壊	積土のう
16	余地川	左	A	170(1)	中谷	1.5	天然護岸 決壊	積土のう
		右	A	120(1)			木流し	
17	曾原川	左	A	200(1)	曾原一号橋下流	1.5	護岸等老朽 決壊	木流し
		右	A	170(1)				
18	千曲川	左	A	200(1)	栄橋上下流 桜町	1.5	天然護岸 越水	積土のう
19	千曲川	右	A	200(1)	宿岩橋上流 羽黒下	1.5	天然護岸 越水	積土のう
20	新田川	左	A	100(1)	雲場川 合流点	1.5	護岸等の決 壊	木流し
		右	A	100(1)				
21	抜井川	左	A	100(1)	霧久保川 合流点上流	1.5	護岸等の決 壊	木流し
		右	A	100(1)				
22	千曲川	左	要注意	100(1)	千曲橋上下流	2.5	新堤防	木流し
23	千曲川	左	A	100(1)	大石川合流 小林組前	2.5	護岸等弱体 決壊	木流し
24	千曲川	左	A	300(1)	天神橋下流	2.5	洗堀	木流し
25	千曲川	右	A	70(1)	宮前橋下流	2.5	堤防高不足 越水	積土のう
26	千曲川	左	B	30(1)	下畠橋上流	2.5	天然護岸 洗堀	木流し

27	千曲川	左	A	150(1)	八千穂福祉センタ 一下	2.5	護岸等老朽 決壊	木流し
28	千曲川	左	B	100(1)	中畑井出商店 設備部下	2.5	無堤 決壊	木流し
29	千曲川	左	A	300(1)	下畑水源前	2.5	河床洗堀 決壊	木流し
30	大石川	左	B	150(1)	清水町 千ヶ日向水源前	2.0	河床洗堀 決壊	木流し
		右	A	100(1)				
31	大石川	左	B	50(1)	大石上 大石川橋下	2.0	がけ崩れ 洗堀	木流し
32	石堂川	左	B	50(1)	八郡石堂 佐山橋上	2.0	河床洗堀 決壊	木流し
		右	B	50(1)				
33	唐沢川	左	B	300(1)	下畑唐沢 下畑水源上下	1.5	河床洗堀 決壊	積土のう
		右	B	300(1)				
34	沢入川	左	B	150(1)	中畑沢入農協 ライスセンター 上下	1.5	堤防高不足 越水	木流し
		右	B	150(1)				
35	入堂川	左	B	150(1)	八郡芝林	1.5	天然護岸 決壊	積土のう
		右	B	300(1)				
36	入堂川	左	B	150(1)	八郡一軒屋前	1.5	川幅狭小 決壊	木流し
37	入堂川	左	B	200(1)	八郡岩株	1.5	無堤 内水氾濫	捨土のう
		右	B	150(1)				
38	池田川	左	B	500(1)	高岩上・聖岩	1.0	堤防高不足 浸水	蛇籠布せ
		右	B	500(1)				
39	松井川	左	B	300(1)	松井大森 公民館下	1.0	無堤 決壊	木流し
		右	B	300(1)				
40	北村川	左	B	500(1)	崎田公民館 公民館上下	1.0	堤防高不足 越水	積土のう
		右	B	500(1)				
41	抜井川	左	A	500(1)	梨ノ木橋上流	1.5	がけ崩れ 決壊	木流し
42	抜井川	右	A	300(1)	駒寄橋下流 十二平	2.0	堤防高不足 越水	積土のう
43	抜井川	右	A	200(1)	水堀2号橋上流	2.0	天然護岸 決壊	積土のう
44	抜井川	右	B	10(1)	大崖城橋下流	2.0	護岸ブロック 欠損 漏水	積土のう
45	抜井川	右	A	100(1)	前田橋上流	2.0	河床洗掘 決壊	積土のう

1-10 森林法による指定区間

保安林種類	所 在 地	面積ha	指定年月日
水源涵養保安林	余地 1098-2外21筆	32.95	
	大日向 2122-1外1筆	4.30	
	大日向 2122-2外21筆	88.41	
	大日向 2122-5外2筆	11.58	
	大日向 2122-11	10.54	
	大日向 2123-1外80筆	219.11	
	大日向 2123-2外31筆	85.96	
	大日向 2123-3外17筆	50.57	
	大日向 2123-11外37筆	123.81	
	大日向 2124-1外47筆	205.62	
	大日向 2124-2外12筆	63.51	
	大日向 2129-2外6筆	43.49	
	大日向 2254-4外2筆	31.27	
	大日向 2122-13	19.85	
	大日向 2122-14外19筆	181.29	
	大日向 2122-40外7筆	10.06	
	大日向 2122-91	0.41	
	大日向 2123-14	5.00	
	大日向 2123-15外1筆	5.45	
	大日向 2123-16	0.40	
	大日向 2123-17	2.10	
	大日向 2123-19外3筆	15.14	
	大日向 2124-26外21筆	106.12	
	大日向 2124-27外11筆	49.75	
	大日向 2129-23外17筆	103.86	
	大日向 2129-70外18筆	28.35	
	大日向 2132-18	1.63	
八郡	436	0.24	
八郡	2050-1外77筆	488.52	
八郡	2049-183	33.32	S.51.9.16
八郡	2049-187外8筆	21.26	

八 郡 2049-190外2筆	24.22	
八 郡 2049-191	15.33	
八 郡 2049-706外3筆	33.37	S. 51. 9. 16
八 郡 2049-715外1筆	17.95	
八 郡 2049-718外11筆	34.93	
八 郡 2049-735	18.81	S. 51. 9. 16
八 郡 2049-736外2筆	33.74	
八 郡 435-リ	0.38	
千代里 2094-3外2筆	11.96	
千代里 2095-2外3筆	18.83	
千代里 2096-1	5.00	
千代里 2096-2外1筆	36.81	
千代里 2096-3	2.15	
千代里 2096-4	1.57	
土砂流出防備保安林	平 林 558-7	0.22
	平 林 564-8	0.03
	余 地 453	0.13
	余 地 4501	0.68
	余 地 450-1	0.32
	余 地 452-3外1筆	0.54
	余 地 453-14	0.65
	余 地 998-2	0.43
	余 地 998-3	0.04
	大日向 2158-1外4筆	20.33
	大日向 2158-4外4筆	14.15
	大日向 2233-1	1.56
	大日向 2254-8	3.51
	大日向 2294-1	0.05
	大日向 2331-1	0.06
	大日向 2332-1	0.08
	大日向 3134-1	0.07
	大日向 3140-2	0.05
	大日向 3152-1	0.40
	大日向 3158-1	0.06
	大日向 3160-1	0.20

大日向 1024-2	1. 03	
大日向 1024-220外6筆	2. 31	
大日向 1573-9	0. 04	
大日向 2124-14外2筆	6. 72	
大日向 2124-20外2筆	8. 53	
大日向 2124-19	0. 28	
大日向 2129-24	0. 17	
大日向 2129-25外1筆	1. 13	
海瀬 1866	0. 25	
海瀬 5286	0. 12	
海瀬 5293	0. 30	
海瀬 5419	0. 57	
海瀬 6435	0. 03	
海瀬 6440	0. 04	
海瀬 5284 5285	0. 07	
海瀬 6434-イ	0. 06	
海瀬 6434-ロ	0. 04	
高野町 2443-1	0. 51	
高野町 2484-3	0. 14	
高野町 2484-4	0. 17	
高野町 2484-5	0. 04	
高野町 2484-6	0. 04	
高野町 2740-2	0. 08	
上 58-3	0. 13	
上 58-7	0. 02	
上 59-5	0. 01	
上 741-13	0. 20	
上 741-72	0. 15	
上 741-9外2筆	1. 13	
宿岩 675-2	0. 15	
宿岩 678-2	0. 12	
宿岩 679-2	0. 10	
宿岩 681-1	0. 11	
畠 2863	0. 23	
畠 2864	0. 59	

畠 2865	0.14
畠 2868	0.03
畠 1942-2	0.05
畠 1943-2	0.08
畠 2867-1	0.23
畠 2867-3	0.03
畠 2867-5外2筆	0.10
畠 2872-8	0.05
畠 2873-5	0.16
畠 2880-3外1筆	0.20
畠 3853-2	0.05
畠 3862-2	0.10
畠 3865-1外1筆	0.17
畠 4379-3	0.03
畠 4384-2	0.04
畠 4385-2	0.17
畠 1452-4外2筆	0.83
畠 1465-12	0.20
畠 5645-177外4筆	1.13
八 郡 1565-10	0.13
八 郡 1565-11	0.11
八 郡 1565-12	0.09
八 郡 1565-13	0.11
八 郡 1565-14	0.14
八 郡 2049-819	0.45
八 郡 2049-151	0.80
八 郡 2049-152外1筆	0.98
八 郡 2049-1577	0.23
八 郡 2049-1578	0.68
八 郡 2049-1579外1筆	0.90
八 郡 2049-1580外1筆	1.04
八 郡 2049-1581	0.15
八 郡 2049-1582	0.15
八 郡 2049-1583	0.12
八 郡 2049-385外2筆	20.10

八 郡 2049-386	6. 43	
八 郡 2049-728	0. 23	
八 郡 2049-757	0. 13	
八 郡 2049-819外4筆	1. 72	
八 郡 364-2外2筆	0. 44	
八 郡 400-2	0. 07	
八 郡 443-1	0. 03	
八 郡 443-2	0. 04	
穂 積 3576-1	0. 27	
穂 積 3578-2	0. 22	
穂 積 3580-2	0. 02	
穂 積 3585-1	0. 07	
穂 積 3548-29外1筆	1. 61	
穂 積 3548-32	2. 40	
穂 積 3548-37外3筆	1. 42	
土砂崩落防備保安林	海 瀬 6206外1筆	0. 43
	海 瀬 3997-2	0. 25
	海 瀬 3997-4	0. 24
	海 瀬 3999-1	0. 13
	海 瀬 3999-4	0. 14
	海 瀬 4099-2	0. 18
	海 瀬 4101-2外1筆	0. 78
	高野町 2454-2	0. 05
	高野町 2455-2	0. 04
	穂 積 1363	0. 22
	穂 積 1373-1	0. 27
干害防備保安林	八 郡 2049-5	2. 55
	八 郡 2049-6外2筆	5. 40
	八 郡 2049-1990	4. 19
	八 郡 2049-1994	1. 68
	八 郡 2049-503	0. 06
	八 郡 2049-630	2. 99
	八 郡 2049-721	0. 11
落石防備保安林	穂 積 2661	1. 12
	穂 積 2660-5外2筆	1. 62
	総 計	2435. 61

1-10の2 内水氾濫区域

番号	箇所名	所在地	面積ha	備考
1	高野町用水	高野町柳翠区 高野町相生区 高野町3区 宿岩区	15	

2 水害予防関係

2-1 水防上重要なダム、水門の操作

番号	河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法（電話等）
1	抜井川	一級	古谷ダム	大日向字下臼石	長野県	佐久建設事務所長	古谷ダム操作規則（案）による	82-3101(代)
2	余地川	一級	余地ダム	余地字上日向	長野県	佐久建設事務所長	余地ダム操作規則による	82-3101(代)
3	抜井川	一級	大日向幹線用水	大日向字下古谷	佐久穂町	大日向開田水利管理組合長	増水時間扉閉門	電話
4	抜井川	一級	川久保用水	海瀬字三味脇	佐久穂町	川久保区長	増水時間扉閉門	電話
5	千曲川	一級	海瀬用水	穂積字まま下	佐久穂町	下海瀬区長	増水時間扉閉門	電話
6	千曲川	一級	海瀬開田幹線用水	穂積字閑谷（東京電力調整池）	佐久穂町	建設課長	海瀬開田用水操作手引きによる	86-2525(代)
7	抜井川	一級	東町用水	海瀬字浜茄子	佐久穂町	東町区長	増水時間扉閉門	電話
8	抜井川	一級	平林用水	海瀬字伴里	佐久穂町	平林本郷区長	増水時間扉閉門	電話
9	千曲川	一級	高野町用水	畠字渕ノ上	佐久穂町	柳翠区長	増水時間扉閉門	電話
10	石堂川	一級	大岳用水	畠字高橋	佐久穂町	大岳水利組合長	増水時間扉閉門	電話
11	大石川	一級	上堰用水	畠字大休場	佐久穂町	上畠区長	水門の開閉	電話
12	水無川	準用	八千穂農水	八郡字八ヶ岳下（駒出池キャンプ場）	佐久穂町	建設課長	水門の開閉	86-2525(代)

2-2 農業用水危険箇所

番号	名称	管理者	場 所	概 要
1	大張日向用水	影・新田区	全線	部分的な崩壊のおそれあり
2	佐口用水	佐口区水利組合	全線	部分的な崩壊のおそれあり
3	勝見沢用水	勝見沢耕作者組合	松井～勝見沢	部分的な崩壊のおそれあり
4	江口用水	八郡区	全線	部分的な崩壊のおそれあり
5	大庭用水	大庭耕作者組合	山ノ神～高根	部分的な崩壊のおそれあり
6	馬越用水	馬越区	唐松窪～向窪	部分的な崩壊のおそれあり

2-3 ため池危険箇所

番号	名称	管理者	場 所	概 要
1	古谷溜池	佐久穂町	大日向 古谷	漏水による崩壊のおそれ
2	花岡溜池	佐久穂町	海瀬 花岡	漏水による崩壊のおそれ
3	曾原溜池	佐久穂町	平林 曽原	漏水による崩壊のおそれ
4	小山温水溜池	佐久穂町	高野町 小山	老朽化による崩壊のおそれ
5	大岳第1号溜池 (中尾溜池)	佐久穂町	上 中尾	老朽化による崩壊のおそれ
6	佐口溜池	佐久穂町	畠 佐口	漏水による崩壊のおそれ
7	此の入溜池	佐久穂町	畠 佐口	漏水による崩壊のおそれ
8	馬越溜池	佐久穂町	千代里 柳沢	漏水による崩壊のおそれ
9	社宮司溜池	佐久穂町	穂積 崎田	老朽化による崩壊のおそれ
10	かじの入2号溜池	佐久穂町	穂積 鍛冶ノ入	老朽化による崩壊のおそれ
11	穴原溜池 (山の神溜池)	佐久穂町	穂積 穴原	老朽化による崩壊のおそれ
12	八千穂レイク (八千穂温水溜池)	佐久穂町	八郡 八ヶ岳下	漏水による崩壊のおそれ
13	松井溜池 (こまどり池)	佐久穂町	八郡 松井	老朽化による崩壊のおそれ
14	勝見沢溜池	佐久穂町	畠 勝見沢	老朽化による崩壊のおそれ
15	石堂溜池	佐久穂町	畠 石堂	老朽化による崩壊のおそれ
16	駒出溜池 (駒出池)	佐久穂町	八郡 八ヶ岳下	老朽化による崩壊のおそれ
17	宮ノ入溜池	佐久穂町	畠 宮ノ入	老朽化による崩壊のおそれ
18	皿久保溜池	佐久穂町	穂積 崎田	老朽化による崩壊のおそれ

3 危険物等関係

3-1 危険物貯蔵所・取扱所等

(北部消防署調)

番号	地区名	事業所名	住所	電話番号	取扱品名	貯蔵所の区分	取扱所の区分
1	大日向	湊総業(株)大日向碎石場	大日向1024	86-4112	重油 軽油 灯油	地下タンク 移動タンク	自家給油所
2		学校法人茂来学園 大日向小学校	大日向1110	81-2345	灯油	地下タンク	一般取扱所
3		東京電力	大日向2123-29		軽油	地下タンク	
4		塩澤産業(株)碎石佐久工場	大日向3080-1	86-1180	軽油 重油	地下タンク	
5		古谷ダム管理事務所	大日向2122-29		軽油	屋内タンク	
6	余地	余地ダム管理事務所	余地1098-47		軽油	屋内タンク	
7	海瀬	佐久穂町老人福祉センター	海瀬2364	86-4430	重油 軽油 灯油	地下タンク	
8		京信(株)	海瀬451-1	86-2538	灯油	地下タンク	
9		タカサワマテリアル佐久製品工場	海瀬4047	86-2413	重油 軽油 灯油	屋外タンク	
10		甲斐食産(株)佐久農場	海瀬6064	86-4132	灯油	地下タンク	
11		花の郷・茂来館	海瀬2570	86-2041	灯油	地下タンク	
12		佐久穂町統合小中学校	海瀬2714	86-2280	灯油	地下タンク	一般取扱所
13	平林	日向ブロック(有)	平林59	86-2218	重油 軽油 灯油	屋外タンク	(休止中)
14	宿岩	小林商事(有)海瀬給油所	宿岩405-3	86-5323	ガソリン 軽油 灯油	地下タンク 移動タンク	
15		オートライフ塩沢佐久穂店	宿岩390-4	86-4330	ガソリン 軽油 灯油 廃油	地下タンク	
16		長野日石ガス(株)宿岩営業所	宿岩402	62-8200	灯油	地下タンク	一般取扱所
17		鳴屋住設(株)	宿岩389	86-2078	灯油	地下タンク 移動タンク	一般取扱所
18		カインズホーム佐久町店	宿岩398-2	81-2222	灯油	地下タンク	一般取扱所
19	高野町	共和商会	高野町519-1	86-2471	ガソリン 軽油 灯油	地下タンク	給油所
20		大豊商店(有)	高野町522	86-2261	ガソリン 軽油 灯油	地下タンク 移動タンク	給油所
21		J Aスマイルポート佐久町給油所	高野町533	86-4798	ガソリン 軽油 灯油 重油	地下タンク 移動タンク	給油所 一般取扱所
22		内藤商事(株)	高野町527-4	86-3265	灯油	移動タンク	一般取扱所
23		千曲病院	高野町328	86-2360	灯油	地下タンク	少危
24		横浜福祉協会 佐久療護園	高野町1623-6	86-4555	灯油	地下タンク	
25		(株)浅川製作所信州工場	高野町1955	86-1811	重油 シンナー塗料	屋内貯蔵所 地下タンク	

26	高野町	株浅川製作所蓼科寮	高野町1617-1		灯油	屋外タンク	
27		ショッピングパーク・ラーチ	高野町716	86-5566	灯油	地下タンク	
28		佐久穂町高齢者保健施設さやか	高野町352-2	86-5330	灯油	地下タンク	
29		佐久穂町高齢者福祉施設ふれあい	高野町351	86-1210	灯油	地下タンク	
30	上	佐久リゾートゴルフ俱楽部	上884-3	86-1100	ガソリン 軽油 灯油	地下タンク 簡易タンク	
31	畠	株井出商店	畠55	88-2044	ガソリン 軽油 灯油	地下タンク 移動タンク	
32		J A佐口貯蔵所	畠4400-1	88-2511	灯油	屋外タンク	
33		畠八開発(株)	畠288	88-2501	重油 灯油 軽油	屋外タンク	
34		掛川石油八千穂営業所	畠4396-1	62-2600	ガソリン 軽油 灯油 重油	地下タンク 移動タンク	
35		八千穂高齢者生活福祉センターふるさと	畠660	88-4501	灯油	地下タンク	
36		八千穂中学校	畠260	88-2018	灯油	地下タンク	
37	穂 積	黒沢酒造(株)	穂積1400	88-2002	重油	屋外タンク 屋内タンク	
38		J R八千穂駅	穂積1335-1	88-2040	軽油	屋内貯蔵所 地下タンク	
39	八 郡	府中市民保養所やちはほ	八郡2049-15	88-3905	灯油	地下タンク	
40	千代里	J A八千穂高原スキー場	千代里2093	88-3866	軽油	地下タンク	
41		八千穂高原スキーセンター	千代里2093-15	88-3774	灯油	地下タンク	
42		モンブラン(レストラン)	千代里2093	88-3865	灯油	地下タンク	

4 建築物・文化財関係

4-1 町指定の文化財

番号	名 称	所 在 地	種 類
1	自成寺の山門	余地・自成寺	有形文化財
2	武田信玄の陣鐘	余地・自成寺	有形文化財
3	肉筆般若経	海瀬・畠ヶ中	有形文化財
4	北辰妙見大菩薩	高野町・高明寺	有形文化財
5	明光寺の板碑	上・明光寺	有形文化財
6	余地諏訪社朱印状	余地諏訪神社	有形文化財
7	川海苔	大日向	天然記念物
8	光り苔	余地・芝目	天然記念物
9	白滝分水具	佐久穂町教育委員会	有形民俗文化財
10	臼石	大日向・古谷	天然記念物
11	石棒	高野町・上北沢	有形文化財
12	花積下層式深鉢	佐久穂町教育委員会	有形文化財
13	茂来山たたら遺跡	大日向・霧久保沢	史跡
14	弥生時代中期初頭中原式土器	佐久穂町教育委員会	有形文化財
15	容器形土偶	海瀬・館	有形文化財
16	一石五輪塔及び石卒塔婆	畠・中畠	有形文化財
17	象の歯の化石	佐久穂町教育委員会	天然記念物
18	神代杉	畠・大門	天然記念物
19	板碑	上畠諏訪神社	有形文化財
20	溺死等及び流死万靈等	上畠・自福寺	有形文化財
21	蓬間遺跡出土遺物	佐久穂町教育委員会 (清水家より寄託)	有形文化財
22	磨崖の大日如来像	大石・上の台	有形文化財
23	八郡村文書	八郡	有形文化財
24	馬塚と五輪塔	穂積・天神町	有形文化財
25	蟻城跡	穂積・穴原ほか	史跡
26	掛樋と棚橋・秩父事件戦跡	穂積・高岩	史跡
27	穴原の五輪塔	穂積・穴原	有形文化財
28	禪門田洞窟と石造物	穂積・筆岩	有形文化財

29	一里塚の樅	畠・清水町	天然記念物
30	崎田原遺跡	穂積・崎田	史跡
31	木造宝冠釈迦如来坐像	畠・大門	有形文化財
32	馬越城跡	千代里・馬越	史跡
33	下畠城跡	畠・下畠	史跡
34	千手院の木造百体觀音	穂積・崎田	有形文化財
35	藤つる分水	畠・佐口	史跡
36	池の平遺跡	八郡・八千穂高原	史跡
37	中松井遺跡	八郡・八千穂高原	史跡
38	うそのくち塚の本の石造物	畠・うそのくち	有形文化財
39	駒出池キャンプ場のツキヌキソウ	八郡・八千穂高原	天然記念物
40	奥村土牛記念美術館及び離れ	穂積・天神町	有形文化財

5 災害応援協定関係

5-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任する。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・壳木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曽
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曽
木 曽	<u>飯 伊</u> 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

5－2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に
関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定によ
り、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行す
る。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別
記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2
順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合
は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロ
ックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町
村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災
市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロッ
クの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市
町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
- (実施細則の改定)
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
- (実施細則の成立)
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

5-3 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 (平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地域区分	市町村等
北信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

5-4 災害時における相互応援に関する協定書 〔中部西関東市町村地域連携軸協議会〕

(協定の趣旨)

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による救援に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担

する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

記 名 [略]

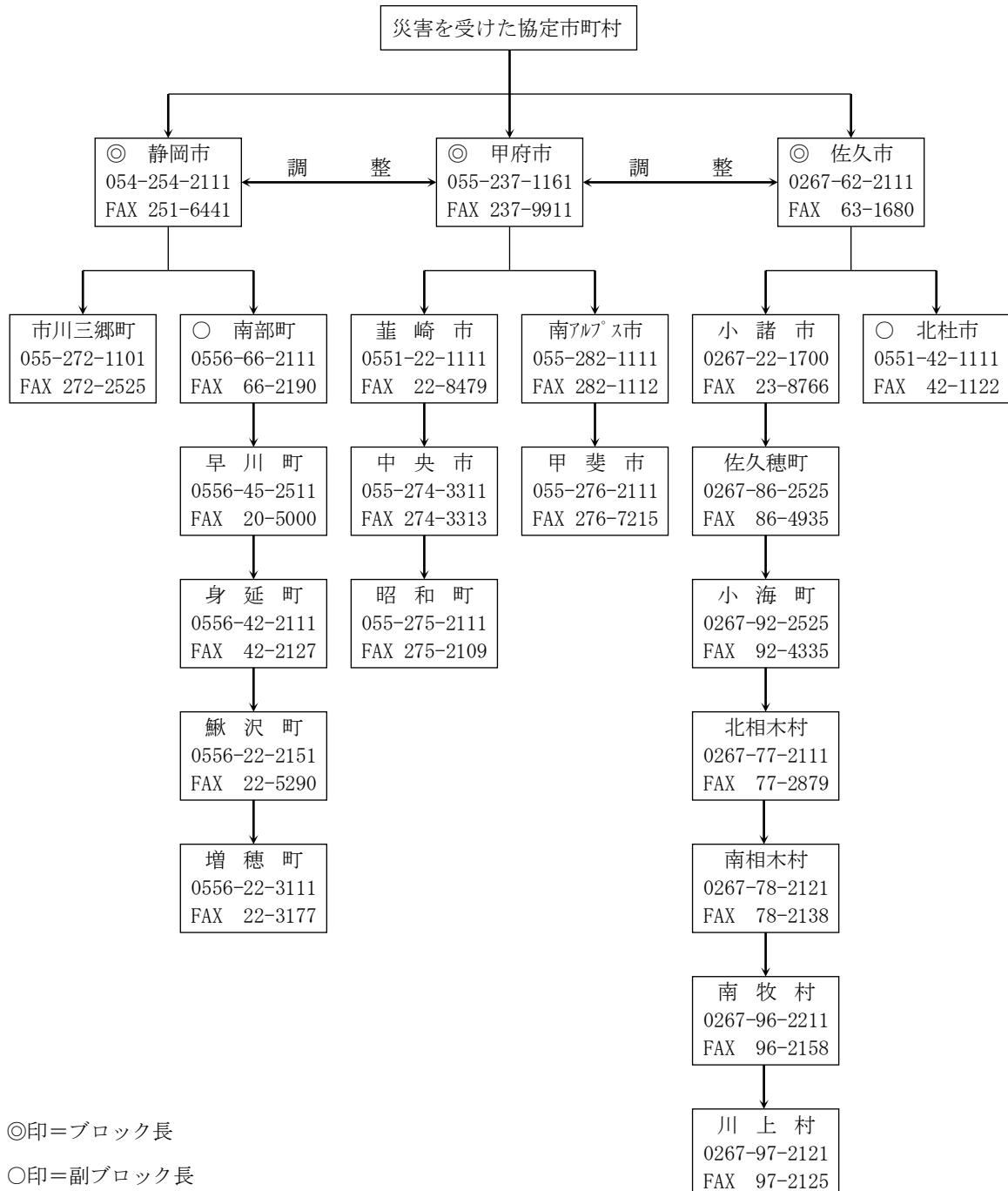
5-4の2 災害時における相互応援に関する確認事項
〔中部西関東市町村地域連携軸協議会〕

中部西関東市町村地域連携軸協議会は、協定市町村内における災害時の相互応援が円滑に実施できるよう次のことについて、確認する。

記

- 1 万一、協定市町村が同時に災害を受けた場合には、協定書によらず、それぞれが自助努力により対応する。
- 2 相互応援を行う担当部局の職員は、毎年1回会議を開催し、情報等の交換を行い、必要がある場合には協定書等の見直しを行うものとする。
- 3 備蓄リストの整備は、協定市町村の防災計画の進捗状況等を勘案し、順次整備するものとする。
- 4 災害を受けた協定市町村の応援要請に基づかない自主出動について要した経費の負担は、自主出動した市町村が負担する。
- 5 災害時における相互応援に関する連絡網は、別紙のとおりとする。
- 6 協定書は、正本1通とし、会長市が保管するものとする。協定市町村は正本（写）を所持し、正本に代えるものとする。

別紙 災害時における相互応援に関する連絡網（中部西関東市町村地域連携軸協議会）



5-5 災害時における相互応援に関する協定実施細目

〔中部西関東市町村地域連携軸協議会〕

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

(備蓄リストの整備)

第2条 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

(応援要請手続き)

第3条 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援期間
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

(応援物資等の受領通知)

第4条 応援を受けた協定市町村は、前条第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

(連絡方法)

第5条 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

(応援終了の報告)

第6条 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

(連絡担当部局)

第7条 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を決め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

備蓄リスト（物資） (協定市町村)			
分類	内容	規格・サイズ	数量

（注）災害時に応援できるすべてのもの（官・民）を記入してください。

様式第1号の2 (第2条関係)

備蓄リスト(人材) (協定市町村)		
職種	専門・技能等	数量

(注) 災害時に応援できる人(官・民)を記入してください。民間人は、電気・ガス・土木・水道などの業者、団体、ボランティアで派遣に応じられることが条件です。

様式第2号（第3条関係）

第
年
月
日
号

（応援する協定市町村長） 様

（災害を受けた協定市町村長） 団

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、応援を要請いたします。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

細目第3条第1項に定める事項

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

様式第3号（第3条関係）

第 年 月 日 号

（災害を受けた協定市町村長） 様

（応援する協定市町村長） 団

応 援 通 知 書

災害における相互応援に関する協定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

細目第3条第1項に定める事項

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

様式第4号（第4条関係）

第
年
月
日
号

（応援する協定市町村長） 様

（災害を受けた協定市町村長） 団

応 援 物 資 受 領 書

災害時における相互応援に関する協定に基づく、物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量	備 考

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

様式第5号（第6条関係）

第
年
月
号
日

（災害を受けた協定市町村長） 様

（応援した協定市町村長） 団

応 援 終 了 報 告 書

年 月 日付け第 号で通知した応援については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

応援事項

(1) 応援物資
品目・数量

(2) 人的応援
派遣人員

(3) その他の応援
応援内容

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

5-6 災害時の医療救護についての協定書（佐久医師会）

佐久町・八千穂村（以下「甲」という。）と社団法人佐久医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は佐久町・八千穂村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の義務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案

(6) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

(医療品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その補償方法及び賠償額は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各号に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成9年12月1日から平成10年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年12月1日

甲 佐 久 町 長 島 崎 陽 吉
乙 社団法人佐久医師会長 山 浦 一 男

甲 八 千 穂 村 長 高 橋 秀 一
乙 社団法人佐久医師会長 山 浦 一 男

5-6の2 医療救護活動実施細目（佐久医師会）

平成9年12月1日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適當と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護婦2名を標準とし、必要がある場合は、保健婦、助産婦を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

（1）医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書 （別記第2号様式）

医療救護班員名簿 （別記第3号様式）

（2）医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書 （別記第4号様式）

救助の種目別物資受払状況 （別記第5号様式）

救護班活動状況 （別記第6号様式）

病院診療所医療実施状況 （別記第7号様式）

助産台帳 （別記第8号様式）

（3）医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

扶助金支給申請書 （別記第9号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の規定による。

（救護所となった医療機関における費用弁償の請求）

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

（費用等の支払）

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払うものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年12月1日

甲 佐 久 町 長 島 崎 陽 吉
乙 社団法人佐久医師会長 山 浦 一 男

甲 八 千 穂 村 長 高 橋 秀 一
乙 社団法人佐久医師会長 山 浦 一 男

別記第1号～第9号様式〔略〕

5-7 災害時における郵便局と佐久穂町の協力に関する協定書

佐久穂町内の郵便局（以下「甲」という）と佐久穂町（以下「乙」という）は佐久穂町内に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、佐久穂町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害時別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲及び乙が収集した、災害町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（佐久穂町災害対策本部への参加）

第4条 乙は、佐久穂町災害対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策等について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、乙等が行なう防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行なうものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては高野町郵便局副局長、乙においては佐久穂町総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 佐久穂町内郵便局代表

高野町郵便局長 三井一彦

乙 佐久穂町長 佐々木 定男

5-8 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

佐久穂町長 佐々木定男（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの理事長 米原俊夫（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は佐久穂町において地震、風水害、その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給及び運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給および運搬について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおりとする。

（応急生活物資供給等の要請手続）

第6条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。甲と乙は連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとし、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第9条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集、提供)

第11条 甲は、災害時において、住民に対し、応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において物価の高騰防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は平常時から応急生活物資等に関する調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第12条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰防止等を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努め、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第13条 乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(災害対策本部への参加)

第14条 甲は必要に応じ、乙に対して災害対策本部への職員を派遣するよう要請することができるものとする。

(防災訓練への参加)

第15条 乙は、甲が行う防災訓練に参加することができる。

(その他必要な支援)

第16条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第17条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協定期間)

第18条 この協定書の有効期間は（以下「協定期間」という）は、この協定書締結の日から1年間とする。

2 協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定

めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年10月5日

甲 南佐久郡佐久穂町大字高野町569
佐久穂町長 佐々木 定男

乙 長野市篠ノ井御弊川668
生活協同組合コープながの
理 事 長 米 原 俊 夫

別 表

優先供給品目	☆容器入り水・飲料 ☆パン（菓子パン・調理パン・食パン） ☆牛乳（LLなど） ☆果物（バナナなど） ☆レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	○缶詰（イージーオープン） ○インスタントラーメン ○バター・ジャム ○緑茶・コーヒー・紅茶 ○米 ○粉ミルク ○懐中電灯 ○簡易ライター ○軍手 ○ポリバケツ ○飲料用ポリタンク ○カセット式ガスコンロ及びボンベ ○紙コップ・紙皿 ○トイレットペーパー ^一 ○洗剤・石けん ○紙おむつ ○生理用品 ○濡れティッシュ ○ゴミ袋 ○下着・靴下 ○タオル ○毛布 ○蚊取線香（夏季） ○使い捨てカイロ（冬季）

- (1) ☆印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は、上記のほか、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

5-9 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、佐久穂町長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（目的）

第1条 この協定は、佐久穂町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 佐久穂町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 佐久穂町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年5月30日

記名押印 [略]

5-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

佐久穂町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月14日

記名押印 [略]

5-11 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と長野LP協会佐久支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

- 2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 協力業務は次のとおりとする。

- (1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
- (2) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管
- (3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPガスが供給されることとなった場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給
- (4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（役割分担）

第4条 甲は、災害時において円滑にLPガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うよう努めるものとする。

- 2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。
- 3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課庶務係、乙においては乙の事務局とし、丙においては、丙の事務局とする。

- 2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本

部を設置する。

- 3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。
- 4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第6条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第8条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令の扶助金に係る規定により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 従業者の故意または重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙、丙または従業者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年10月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を有する。

平成25年10月25日

甲	長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地 佐久穂町
	町長 佐々木 定男
乙	長野県佐久市跡部65-1 長野L P協会佐久支部 支部長 寺島 繁

丙 長野県長野市中御所1-16-13
一般社団法人長野県L P ガス協会
会長 小林芳夫

5-12 災害時における姉妹都市相互応援協定

姉妹都市である東京都府中市と長野県南佐久郡佐久穂町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、姉妹都市である東京都府中市と長野県南佐久郡佐久穂町の行政区域内に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した自治体の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) ボランティアのあっ旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっ旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 災害の発生により応援を要する自治体（以下「被災自治体」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、口頭等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 結集場所
- (4) 食料、飲料水及び生活必需品の種類、数量
- (5) 資器材及び物資の規格（種類）、数量及び期間
- (6) 要請する応援職員の職種別人数及び期間
- (7) 要請する車両の規格、台数及び期間
- (8) 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。なお、被災自治体と連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき、要請がなくとも第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については原則被災自治体の負担とし、災害復旧後、両自治体で協議のうえ速やかに清算することとする。
- (2) 応援職員が、応援活動中又は被災自治体への出動及び帰路の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合に要した費用は、応援自治体の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体がその賠償の責を負うものとする。
ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援自治体の負担とする。
- (4) 応援職員が1か月を越えて災害応急活動にあたる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣として取扱い、その定めにより経費を負担することとする。

(連絡担当部署)

第6条 両自治体は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部署を定める。

- 2 前項の規定に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 連絡担当部署は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までにいずれの自治体からも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両自治体の長が協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年1月15日

東京都府中市宮西町2丁目24番地

東京都府中市

代表者 市長 高野律雄

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

長野県南佐久郡佐久穂町

代表者 町長 佐々木定男

5-13 佐久穂町災害ボランティアセンター活動に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と佐久穂町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震風水害等により佐久穂町内で大規模災害が発生した場合において、佐久穂町地域防災計画に基づき、甲が災害時における応急対策活動として行う災害ボランティア活動に関する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 甲は、災害が発生し、佐久穂町災害対策本部（以下「災対本部」という。）においてボランティアの活動が必要と認めたときは、乙に対し災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設を要請する。

- 2 要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 センターは、乙の事務所内に設置するものとする。ただし、状況により設置が困難な場合は甲が所有する施設を協議して設置するものとする。

（センターの業務）

第3条 センターが実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災対本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関する事。
- (2) 災害ボランティアの受け入れに関する事。
- (3) 災害ボランティアの需要状況の把握及び活動依頼に関する事。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材の調達及び貸出に関する事。
- (5) 災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関する事。
- (6) 災害時要支援者又は自宅避難者に対する支援及び協力に関する事。
- (7) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等の協力に関する事。
- (8) その他災害応急及び復興に関する支援に関する事。

（連携・支援）

第4条 甲は、センター設置・運営に必要な支援を行うものとする。

- (1) センター総務班に必要な職員を災対本部から派遣
- (2) センターの設置・運営に必要な備品・資材の貸与若しくは提供
- (3) 被災者の状況、避難先、被災状況の提供
- (4) 情報発信のため町ホームページを広報媒体として活用
- (5) その他センター運営に必要な事項について、甲が妥当とするもの。

（費用負担）

第5条 センターの運営に必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

- 2 乙は、センター設置・運営に必要な資金を、平常時から小口資金として30万円を保管する。

（請求及び支払）

第6条 乙は、前項の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する

ものとする。

- 2 甲は、乙から請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(物品等の確保)

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材を相互に協力して、確保するものとする。

- 2 災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材は、可能な限り既存の備品や用品を利用するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

- 2 センターの閉鎖を決定した場合、当該活動について残務がある場合は、甲乙それぞれが引き継ぐものとする。

(報告)

第9条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況を甲に報告するものとする。

(平常時の活動等)

第10条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時からお互いに協議、連携してボランティアコーディネーター、登録ボランティア等センター運営スタッフの確保に努めると共に地域住民及び各種団体と災害時における協力体制の確保に努めるものとする。

- 3 乙は、必要に応じてボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受け入れ、派遣等、災害時に備え体制づくりを行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 佐久穂町大字高野町569番地

佐 久 穂 町

佐 久 穂 町 長 佐々木 定 男

乙 佐久穂町大字高野町351番地

社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会

会 長 中 山 英 雄

5-14 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と社会福祉法人佐久平福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐久穂町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

佐久穂町大字高野町303番地1 特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲・乙は互いに協力して、対象者を適切に支援できるよう介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月1日

(甲) 佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町長 佐々木 定 男

(乙) 佐久市長土呂159番地2

社会福祉法人 佐久平福祉会

理事長 柳澤 秀樹

5-15 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、佐久穂町内において地震、風水害、その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐久穂町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合には、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲からの判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。
3 乙は、災害発生後速やかに判定等を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 乙は、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、その内容を甲に報告するものとする。
(報告)

第5条 乙は、判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報、甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する軽費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、判定等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償を受けるものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する軽費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前項の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めていない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成28年12月20日

甲 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

長野県 佐久穂町

佐久穂町長 佐々木 定 男

乙 長野県佐久市跡部65番地1

佐久合同庁舎佐久地方事務所内

一般社団法人長野県建築士会佐久支部

支 部 長 萩原 白

5-16 佐久穂町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー 佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「佐久穂町区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、佐久穂町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（打ち合わせ会の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打ち合わせ会を

設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の施設等を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：佐久穂町 総務課

乙：中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 佐久営業所 契約課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年11月7日

甲 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569

佐久穂町長 佐々木 勝

乙 長野県佐久市跡部167-1

中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー

佐久営業所長 荒井 広幸

5-17 災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と学校法人茂来学園大日向小学校（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐久穂町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が乙に対して避難所の設置運営に関する協力を要請することができることを定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 この協定における避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、甲は、災害が発生し、周辺町民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所として開設することができるものとする。

（指定する施設）

第3条 避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

佐久穂町大字大日向1110番地1 大日向小学校

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所として開設する場合は、事前にその旨を乙に対して通知するものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

3 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 避難所として、乙が避難者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（物資調達）

第7条 甲は、日常生活用品、食料等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受入可能人数の把握）

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年5月1日

(甲) 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
長野県 佐久穂町
佐久穂町長 佐々木 勝

(乙) 長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向1110番地1
学校法人 茂来学園
理事長 中正 雄一

5-18 災害時における物資輸送等に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配達
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配達
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罷災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、可能な範囲でその輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、その取扱いを甲と協議するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月8日

甲 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑164番地

佐久穂町 町長 佐々木 勝

乙 長野県長野市大字穂保中ノ配317-1

ヤマト運輸株式会社

長野主管支店 主管支店長 副島 明

5-19 災害時等における放送に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と放送株式会社エフエム佐久平（以下「乙」という。）とは、町域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要な時は、同法第57条の規定に基づき、乙に対して災害放送を要請することができる。

- 2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を要請するときにも準用する。
- 3 前2項の規定のほか、甲は災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙に対し放送を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして様式1にて放送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または他の手段をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 放送希望日時
 - (4) その他必要な事項
- 2 乙は、甲から放送の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。
 - 3 乙は、放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送についての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に町民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

3 甲は、災害発生時に備え、乙による災害放送について町民に対し日頃の周知に努める。

(経費の負担)

第7条 乙は甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送期間が長期におよぶ場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託することができる。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲・乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定書の発効は、令和2年3月16日とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月16日

甲 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町長 佐々木 勝

乙 長野県佐久市佐久駅東1番地1

株式会社エフエム佐久平

代表取締役 井上 隆

5-20 災害時における相互協力に関する協定書

佐久穂町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「佐久穂町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、佐久穂町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。
(電気通信設備保護のための事前伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点では秘密情報である旨を明確に示すものとする。

- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。
 - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- 6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
 - (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以て申し出なければならない。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月10日

甲 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

佐久穂町長 佐々木 勝

乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長 榎本 佳一

6 ライフライン等の応急復旧関係

6-1 町内建設業者一覧表

地区名	商号又は名称	代表者	所在地
大日向	(有)十石産業	市川喜久	大日向2232-3
	(有)ヤマグチパイピング	山口忠雄	大日向3386-1
	小金澤電気	小金澤種男	大日向4195
余地	(株)友野組	友野学	余地111-1
	(株)信州鉄平石	友野忠夫	余地111-1
	(有)丸五鉄平	友野博文	余地29
海瀬	(有)池田建鉄	池田一郎	海瀬1441-1
	(有)小林商事	小林幸雄	海瀬18-4
	伴野工業	伴野源水	海瀬369
	清水建設(株)	清水研一	海瀬1699-1
	(有)井出塗装工業	井出英雄	海瀬1712-1
	井出建設興業(株)	井出正臣	海瀬267
	小林設備	小林春次郎	海瀬268
	(有)阿部建設工業	阿部宏幸	海瀬3463
	(株)トモノ	伴野健治	海瀬355
	(株)小須田造園	小須田一男	海瀬466-3
	(株)佐塚工務店	佐塚清	海瀬539-2
	大工原電工防災センター	大工原治	海瀬75-4
	新工塗装	山口知幸	海瀬889-6
	山口塗装	山口文伴	海瀬942-1
	(有)佐久設備	増野友和	海瀬259-2
平林	(株)吉本	由井正隆	平林121
	(有)日向ブロック	日向剛雄	平林59
宿岩	嶋屋住設(株)	高見澤義光	宿岩389
	小平建設	小平今朝志	宿岩823-3
高野町	(株)倉澤企画	倉澤治貴	高野町1
	佐藤建設	佐藤好孝	高野町124-1
	(株)岡部建設	岡部孝幸	高野町2823
	鉄工高見沢	高見澤澤幸	高野町48

地区名	商号又は名称	代表者	所在地
上	青木住設	青木富男	上112-3
	(株)林組	林良伸	上43
	永井建設(株)	永井豪	上45-6
	小林電気商会	小林源市	上1133
	(有)信栄開発	井出信一	上15-2
	(株)栄秀工業	岡部尚樹	上78-10
畠	高見澤建築(株)	高見澤好夫	畠12-1
	(有)北成ブルトーザ工事	成田貞彦	畠143-34
	井出繁建設	井出繁雄	畠1781-2
	内藤電機工業(株)	内藤恒人	畠3141-5
	畠八開発(株)	笹崎俊一	畠329
	今井商店	今井剛	畠342
	(有)吉澤電設	吉澤憲一	畠347-4
	(株)小林組	小林一吉	畠36
	やちは鉄工	井出茂雄	畠384
	佐々木表具店	佐々木章	畠46-1
	(株)井出商店	井出俊一	畠55
	(有)小沢電業社	小澤文伯	畠616-1
穂積	八ヶ岳鉄工	小林照吉	畠771-1
	(株)高見澤土木	高見澤國勝	穂積123-1
	大栄建設(株)	三石博明	穂積1326
八郡	(株)興和建設	小林八千男	穂積1888
	西沢内装	西沢茂人	八郡1837-2
	高見沢工業	高見沢幸夫	八郡243-1
千代里	勝千工業	小澤勝彦	八郡2512-1
	今井重機	今井袈裟由	千代里3667-1
	(有)八ヶ岳開発	今井弘三郎	千代里4484

7 情報通信関係

7-1 長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会（以下本協議会という）という。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、信越放送株式会社本社（長野市問御所町1200）ラジオ局編成制作部に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、大規模災害の際ラジオで県民、被災者の求める「災割情報」及び「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころになり、生活再建に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大規模災害の際の放送

(2) 大規模災害の際の放送に備える訓練、県民の防災意識の向上活動

(会員の任務)

第5条 本協議会の会員は目的を達成するため、次の事項に務める。

(1) 大規模災害の際情報を積極的に提供すること

(2) 放送局は提供された情報は自主的に判断し、遅滞なく、的確に放送すること

(3) 放送局は日常的に訓練すること

第2章 会員・組織

(組織)

第6条 本協議会は、ラジオ局で構成する「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下機構という）」

と情報を提供する会員で構成する。

(役員)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名（会長が指名する。）

(3) 幹事 8人以上15人以下

(4) 監査 若干名（会長が指名する。）

(役員の職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

- 3 幹事は、幹事会を組織する。
- 4 監査は、本協議会の事業及び会計を監査する。
(役員の選任)

第9条 会長は、総会の議決により選任する。

- 2 幹事は、会員団体の中から総会の議決により選任する。
(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。再任は妨げない。

- 2 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会費)

第10条の2 本協議会運営のため、会費を徴収することができる。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

- 2 総会は、1年に1回の通常総会と臨時総会の2種とする。
(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

- 2 会員の5分の1以上の請求が出たときは、会長は30日以内に総会を招集しなくてはならない。
(総会の権能)

第13条 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(幹事会の権能)

第14条 幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 諸規程の制定および改廃
- (3) その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第4章 事業年度

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得たときに変更できる。

第6章 補則

(施行細則)

第17条 本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により、会長が定める。

(施行期日)

第18条 この会則は、平成9年4月25日から施行する。

7-2 長野県大規模災害ラジオ放送機構情報本部

1 SBC信越放送SBCラジオ

TEL 026 (237) 0551

FAX 026 (237) 0596

2 FM長野（信越放送通信不能時）

TEL 0263 (33) 4410

FAX 0263 (35) 4222

《平常時連絡》

信越放送ラジオ本部ラジオ局編成制作部

TEL 026 (259) 2110

FAX (259) 2126

《3局周波数一覧》

SBC信越放送（キロヘルツ）

長野 1098 上田 1062 軽井沢 1485 佐久 1458

松本 864 諏訪 1197 伊那 1098 飯田 1098

FM長野（メガヘルツ）

美ヶ原 79.7 善光寺平 83.3 小海 80.3 松本 86.4

聖 78.1 岡谷・諏訪 81.8 飯田 88.3 木曾福島 81.5

飯山野沢 81.8 大鹿 81.8

FMぜんこうじ（メガヘルツ）

76.5

7-3 報道機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
朝日新聞 佐久通信局	佐久市中込2962-17	62-1171	62-1172 (自)
毎日新聞社 佐久通信部	佐久市安原996-5	68-9533	68-9533 (自)
読売新聞社 佐久通信部	佐久市下平尾539-4 マンションMORI 302号室	68-9533	68-9533 (自)
中日新聞 長野支局	長野市中御所岡田64-5	026-228-1456	026-228-0587
産経新聞 佐久通信部	佐久市猿久保900-1 オーナーハイツ206	68-5910	68-5966 (自)
信濃毎日新聞 佐久支社	佐久市瀬戸1203-1	62-2141	62-2533 (自)
NHK 小諸通信部	小諸市下郷土甲3961-18	22-0586	23-6361 (自)
信越放送 佐久放送局	佐久市猿久保891-1	68-1800	68-1803
長野放送 上田支局	上田市天神2-1-22	0268-24-3215	0268-24-3200 (自)
(株)テレビ信州	長野市中御所469-2	026-227-5511	
エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東1-1	65-8888	65-8880

8 交通・輸送関係

8-1 災害対策用物資輸送拠点及びヘリポート

物資輸送拠点

No.	所在地	名 称	施設管理者 又は占有者	備 考	
	住 所				
1	海瀬2754-1	海瀬社会体育館	佐久穂町長	86-2041	
2	穂積1403	しらかば社会体育館	佐久穂町長	86-2041	

ヘリポート

No.	所在地	名 称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)	
				大型	中型	小型	長さ	幅
物拠1	大字畠1819-3	千ヶ日向グラウンド	佐久穂町長	○			110	90
H拠1	大字海瀬1981-4	海瀬総合グラウンド	佐久穂町長		○		120	90
1	大字大日向1110	大日向小学校グラウンド	学校法人 茂来学園			○	60	45
2	大字海瀬309-1	佐久穂町こどもセンターグラウンド	佐久穂町長			○	70	45
3	大字高野町1802	旧佐久西小学校グラウンド	佐久穂町長			○	45	45
4	大字畠267	旧八千穂中学校グラウンド	佐久穂町長		○		100	70
5	大字畠220-1	旧八千穂小学校グラウンド	佐久穂町長		○		90	70
6	大字八郡2049-622	松井グラウンド	佐久穂町長		○		80	70

9 災害に関するデータ・知識

9-1 過去の主な風水害発生状況

番号	災害種別	災害年月日	災害原因	災害地域	被 告 状 況		
1	水害	S33. 9. 17	台風21号 台風21号 台風22号	旧八千穂村	家屋	床上浸水	256 戸
					田畠	流失冠水	70 ha
					道路	70箇所	2,100 m
					堤防	51 "	3,600 m
					林道	21 "	500 m
				旧佐久町	橋梁	流失	25 橋
					被害総額		111,450 千円
					河川崩壊		72 箇所
					橋梁流失		23 箇所
					山地崩壊		43 箇所
2	水害	S34. 8. 14	台風7号	旧八千穂村	死者		1 名
					家屋	流失	2 戸
					全壊		12 戸
					半壊		79 戸
					床上浸水		62 戸
				旧佐久町	橋梁	12箇所	25,000 千円
					道路	10 "	5,000 千円
					河川	10 "	18,000 千円
					農業施設	19 "	6,650 千円
					農地	流失冠水	15.8 ha
3	風水害	S34. 9. 29 S34. 9. 26 ~27	台風15号	旧八千穂村	農作物		72,680 千円
					被害総額		241,800 千円
					家屋全壊		23 戸
					床下浸水		18 戸
					床上浸水		60 戸
			台風15号	旧佐久町	家屋半壊		105 戸
					外		
					被害総額		117,000 千円
					家屋	全壊	6 戸
					半壊		32 戸
4	水害	S36. 6	集中豪雨	旧佐久町	被害総額		11,076 千円
					家屋	全壊	36 戸
					半壊		152 戸
					災害救助法が適用される		

⑤ 9-1 過去の主な風水害発生状況

番号	災害種別	災害年月日	災害原因	災害地域	被　害　状　況
5	水　害	S 40. 9. 18	台風24号	旧八千穂村	大石川橋下左岸堤防決壊 大石川橋上流右岸　〃 清水町天神橋上民家流失 家屋　　流失　　1 戸 半壊　　4 戸 床上浸水　63 戸 公共土木災害　　58 箇所 計　　218,750 千円 耕地災害　　9,667 千円 被害総額　228,417 千円
6	水　害	S 49. 9. 1	台風16号	旧佐久町	農地冠水　　20 ha 道水路決壊多数
7	水　害	S 57. 8. 2	台風10号	旧八千穂村	天神橋下右岸堤防決壊 農業施設　13箇所　26,196 千円 公共土木　10箇所　41,597 千円 被害総額　67,793 千円
		S 57. 8. 1		旧佐久町	農地冠水 床下浸水
8	水　害	S 57. 9. 12	台風18号	旧八千穂村	村内中小河川の氾濫 住家　　床上浸水　3 床下　〃　39 非住家　全壊　1 農業用施設　90箇所　66,520 千円 田畠流失埋没　4.8 ha 林業施設　6 箇所　6,500 千円 公共土木　290,382 千円 被害総額　362,402 千円
				旧佐久町	農地冠水 床下浸水
9	土石流	S 57. 9. 14	台風18号	旧佐久町 湯沢 国有林内	旧佐久町湯沢の国有林で土砂崩落発生　大岳川土石流災害が発生 崩落面積　7 ha 残留面積　1 ha 流出土石量　125,000 m ³ 残留土石量　70,000 m ³ 河床滞留土石量　48,000 m ³
10	水　害	S 58. 5. 17	集中豪雨	旧佐久町	道水路決壊外 被害総額　14,000 千円
11	水　害	S 58. 8. 16	台風5号	旧佐久町	道水路決壊外 被害総額　101,000 千円
12	水　害	S 58. 9. 29	台風10号	旧佐久町	床下浸水　30 戸 林業関係被害大 被害総額　110,000 千円
13	水　害	S 60. 6	台風6号	旧佐久町	床下浸水

番号	災害種別	災害年月日	災害原因	災害地域	被　害　状　況
14	水　害	H11. 8. 14 ～15	熱帯低気圧	旧佐久町 旧八千穂村	死者　　1名 床上浸水　1戸 床下浸水　114戸 道路崩壊 崖崩れ 河川　　20箇所 200,000 千円 道路　　75箇所 150,000 千円 農地　　245箇所 64,000 千円 農業施設　98箇所 326,093 千円 農作物　　16,049 千円 林道他　　78箇所 527,300 千円 被害総額　1,283,442 千円 村内中小河川の氾濫 住家　　床下浸水　51 戸 河川　　10箇所 219,400 千円 道路　　19箇所 67,500 千円 農地　　33箇所 102,000 千円 農業施設　16箇所 78,000 千円 農作物他　2.4ha 5,912 千円 林道他　　27箇所 199,852 千円 被害総額　672,664 千円
15	水　害	H13. 9. 9～11	台風15号	旧佐久町	抜井川、北沢川増水 床下浸水
16	水　害	H16. 10. 20	台風23号	旧佐久町 旧八千穂村	北沢川氾濫 宿岩地区避難勧告 上新田崖崩れ 天神町自主避難
17	水　害	H23. 8. 7	集中豪雨	町内全域	床上浸水　1戸 床下浸水　6戸
18	水　害	H25. 9. 16	台風18号	町内全域	高野町床下浸水　1戸 倒木　　5箇所 土砂崩落　11箇所 林道大峠線通行止め
19	水　害	H29. 10. 22	台風21号	町内全域	町内全域避難準備情報発令 倒木　　7箇所 土砂崩落　13箇所 水路詰　8箇所 水路越水　3箇所 道路洗堀　3箇所 農業用施設破損　2箇所 路肩崩落　1箇所 道路排水流入　1箇所 山水の流入　1箇所 林道 法面崩落　2路線 5箇所 路面洗堀　7路線 倒木　　16路線 33本 別荘地内 倒木　　10本

⑤ 9-1 過去の主な風水害発生状況

番号	災害種別	災害年月日	災害原因	災害地域	被　害　状　況
20	水　害	R元. 10. 12	台風19号	町内全域	町内全域避難準備情報発令 大日向地区他　避難指示発令 余地川・抜井川沿線災害発生情報発令 負傷者　　2　名 全壊　　住家　　12　戸 半壊　　住家　　52　戸 全・半壊　非住家　39　戸 一部損壊　住家　　5　戸 床下浸水　住家　72　戸 停電　　2,290　戸 断水　　938　戸 道路　227箇所　122,016　千円 河川　11箇所　168,686　千円 橋梁　5箇所　270,072　千円 林道　17路線　407,107　千円 農地　86箇所　805,000　千円 農業施設　84箇所　1,764,000　千円 農作物　40,200m ² 7,294　千円 被害総額　3,544,175　千円

9-2 過去の主な火災発生状況

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 味 状 況	
1	S 24. 10	旧佐久町 地区内	住宅		全焼	7軒
2	S 36. 4. 25	八ヶ岳下 村有林	山林	火入	山林	18ha
3	S 37. 1	羽黒下	住宅地		全焼	
4	S 37. 3. 23	大石	住宅	風呂場	全焼	164. 2m ²
5	S 37. 5. 31	天神町	工場	乾燥加熱	全焼	277m ²
6	S 37. 12. 4	清水町	工場	乾燥加熱	全焼	208m ²
7	S 38. 4. 6	柳沢	住宅	コタツ	全焼	138. 6m ²
8	S 38. 11. 19	大石	住宅	コタツ	全焼	140m ²
9	S 40. 1. 17	八郡	寺	火の不始末	全焼	185m ²
10	S 41. 5. 21	旧佐久町 地区内	山林		山林	120ha
11	S 42. 8. 27	馬越	住宅	付け火	全焼	100m ²
12	S 45. 1. 20	高根	住宅	コタツ	全焼	31. 35m ²
13	S 46. 2. 16	馬越	住宅	コタツ	全焼	231m ²
14	S 47. 4. 3	相生町	納屋	タバコ	全焼	70m ²
15	S 48. 2. 18	上	住宅	電気アイロン	全焼	170m ²
16	S 48. 4. 28	羽黒下	工場	乾燥加熱	半焼	59m ²
17	S 48. 8. 13	八郡	住宅	花火	全焼	116. 2m ²
18	S 48. 10. 5	四ツ谷	車両	火遊び	車両	2台
19	S 48. 12. 1	海瀬	納屋	炭火	全焼	50m ²
20	S 49. 2. 13	上	養蓄舎	電燈	全焼	119m ²
21	S 50. 1. 6	余地	納屋	炭火	全焼	10m ²
22	S 50. 3. 21	余地	納屋	焚火	全焼	45m ²
23	S 51. 2. 26	大日向	店舗	ローソク	全焼	41m ²
24	S 51. 6. 17	海瀬	住宅	風呂場	全焼	257m ²
25	S 52. 4. 10	柳沢	車庫	不明	全焼	141. 44m ²
26	S 52. 5. 9	海瀬	資材置場	焚火	全焼	13m ²
27	S 53. 7. 19	大日向	蚕室	残火	全焼	90m ²
28	S 54. 1. 28	余地	住宅	こたつ	全焼	219m ²
29	S 54. 4. 28	海瀬	住宅	不明	全焼	167m ²

⑤ 9-2 過去の主な火災発生状況

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 味 状 況	
30	S55. 1. 22	宿岩	納屋	残火	全焼	116m ²
31	S55. 3. 18	高野町	住宅	残火	全焼	305m ²
32	S55. 7. 13	海瀬	寄宿舎	ガスレンジ	全焼	206m ²
33	S56. 4. 23	高野町	物置	焚火	全焼	14m ²
34	S56. 8. 6	海瀬	住宅	風呂釜	半焼	20m ²
35	S56. 11. 27	海瀬	倉庫	焚火	全焼	29m ²
36	S57. 1. 24	柳沢	住宅	コタツ	全焼	111m ²
37	S57. 3. 14	余地	納屋	炭の再燃	全焼	104m ² 負 1
38	S57. 5. 19	平林	作業場	残火	全焼	66m ²
39	S58. 4. 7	高野町	住宅	放火	負 1	
40	S58. 4. 14	海瀬	住宅	風呂空焚き	負 1	
41	S58. 10. 28	余地	住宅	ガスレンジ	全焼	107m ²
42	S58. 12. 8	松井別荘	別荘	放火	全焼	死 1
43	S59. 1. 9	高野町	住宅	電気製品	半焼	53m ²
44	S59. 4. 25	上	住宅	ドライヤー	全焼	154m ²
45	S59. 5. 29	松井	住宅	コタツ	全焼	81m ²
46	S59. 5. 30	宿岩	納屋	火遊び	全焼	83m ²
47	S60. 2. 27	中畑	住宅	コンセント	全焼	245m ²
48	S60. 8. 28	高野町	車両	引火	車両	1台
49	S60. 10. 14	高野町	車両	接触着火	車両	1台
50	S60. 10. 19	馬越	住宅	ガスコンロ	全焼	65m ²
51	S61. 1. 22	高根	住宅	コタツ	全焼	208m ²
52	S61. 2. 3	海瀬	物置	焚火	全焼	30m ²
53	S61. 2. 13	八郡	物置	焼却炉	全焼	10m ²
54	S61. 2. 18	平林	寺院	風呂釜	全焼	580m ²
55	S61. 3. 4	海瀬	納屋	焚火	全焼	132m ² 負 1
56	S61. 4. 30	平林	倉庫	タバコ	全焼	11m ²
57	S61. 6. 9	海瀬	置き場	火遊び	全焼	37m ²
58	S61. 7. 30	宿岩	作業場	飛び火	全焼	69m ² 負 1
59	S61. 7. 31	高野町	住宅	電気	全焼	83m ² 負 1
60	S61. 11. 28	大日向	住宅	タバコ	全焼	92m ²
61	S62. 10. 22	うその口	住宅	タバコ	全焼	130m ² 死 1
62	S62. 11. 6	うその口	住宅	取灰	全焼	138m ²

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 壊 状 況
63	S 63. 1. 22	筆岩	住宅	取灰	全焼 147m ²
64	S 63. 2. 18	高野町	住宅	ガスコンロ	全焼 87m ²
65	S 63. 2. 21	穴原	住宅	煙突	全焼 240m ²
66	S 63. 10. 23	海瀬	住宅	ガスコンロ	全焼 51m ²
67	S 63. 10. 30	天神町	住宅	タバコ	半焼 50m ²
68	H 1. 2. 14	高野町	住宅	コンロ	全焼 141m ²
69	H 2. 2. 20	上	住宅	風呂釜	半焼 23m ²
70	H 2. 3. 4	高野町	住宅	ボイラー	半焼 36m ²
71	H 2. 8. 1	海瀬	工場	放火	全焼 351m ²
72	H 2. 11. 23	下畠	住宅	ストーブ	半焼 49m ²
73	H 2. 12. 26	高野町	住宅	不明	全焼 757m ² 死1 負1
74	H 3. 4. 5	高岩	住宅	煙突	全焼 101m ²
75	H 3. 12. 13	高根	住宅	焼却炉	全焼 134m ²
76	H 4. 3. 1	余地	物置	焚火	全焼 10m ²
77	H 4. 6. 17	穴原	住宅	放火	全焼 102m ²
78	H 6. 2. 15	高野町	住宅	タバコ	全焼 132m ²
79	H 6. 3. 6	海瀬	住宅	ストーブ	半焼 29m ²
80	H 7. 1. 24	高野町	物置	ストーブ	全焼 162m ²
81	H 7. 6. 10	高岩	住宅	ハンダゴテ	半焼 27m ²
82	H 7. 12. 19	高岩	駅舎	不明	全焼 7 m ²
83	H 8. 3. 31	海瀬	寄宿舎	不明	全焼 330m ² 負1
84	H 8. 10. 15	海瀬	納屋	焚火	全焼 9m ²
85	H 9. 2. 15	別荘	自動車	過熱	1台
86	H 9. 2. 19	海瀬	作業場	不明	全焼 31m ²
87	H 9. 5. 30	上	住宅	こたつ	全焼 114.7m ² 死1
88	H 9. 6. 10	下畠	住宅	風呂釜	半焼 44.6m ²
89	H 9. 7. 31	畠	車両	焚火	車両 1台
90	H 9. 11. 25	八郡	住宅	炭火	全焼 165m ² 負1
91	H 9. 12. 8	平林	作業場	不明	全焼 934m ²
92	H10. 2. 2	大日向	住宅	不明	全焼 225m ²
93	H10. 7. 7	海瀬	住宅	焚火	全焼 79m ²
94	H10. 7. 10	高野町	住宅	トラッキング	半焼 34m ²
95	H10. 8. 14	八郡	納屋	不明	全焼 33m ²

[5] 9-2 過去の主な火災発生状況

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 味 状 況
96	H10. 10. 27	千代里	製材所	不明	全焼 491m ²
97	H11. 3. 16	八郡	納屋	焚火	全焼 314m ²
98	H11. 12. 3	海瀬	物置	飛び火	全焼 11m ²
99	H11. 12. 3	上	住宅	こたつ	半焼 49m ²
100	H12. 3. 4	上	住宅	不明	全焼 238m ²
101	H13. 1. 13	高野町	住宅	残火	全焼 10m ²
102	H13. 1. 19	上	物置	電気配線	全焼 51m ²
103	H13. 2. 22	大日向	住宅	てんぷら鍋	全焼 130m ²
104	H13. 5. 29	海瀬	車両	不明	車両 1台
105	H13. 6. 22	高野町	住宅	放火	死1
106	H14. 10. 24	八郡	住宅	タバコ	全焼 295m ² 死1
107	H15. 1. 8	高野町	住宅	コンロ	全焼 153.48m ²
108	H15. 3. 6	平林	住宅	ガスコンロ	半焼 55m ²
109	H15. 9. 29	穂積	住宅	不明	全焼 352m ² 負1
110	H16. 3. 6	大日向	住宅	着火	全焼 114.5m ²
111	H16. 7. 30	大日向	車両		車両 1台
112	H16. 9. 26	海瀬	住宅	残火	全焼 336m ²
113	H16. 12. 13	大日向	住宅	ストーブ	全焼 90m ²
114	H17. 4. 2	穂積	倉庫	飛び火	全焼 23m ²
115	H17. 5. 5	八郡	住宅	不明	全焼 75m ²
116	H17. 11. 27	穂積		不明	全焼 40m ²
117	H17. 12. 21	八郡	車両	不明	車両 1台
118	H18. 1. 3	海瀬	養畜舎	ガスコンロ	全焼 491m ²
119	H18. 2. 17	上	住宅	こたつ	全焼 116m ²
120	H18. 4. 19	千代里	住宅	不明	全焼 254m ² 負1
121	H18. 8. 22	千代里	住宅	風呂釜	全焼 322m ²
122	H19. 1. 25	海瀬	住宅	不明	全焼 169.73m ² 車両 2台
123	H19. 4. 27	穂積	物置	不明	全焼 15m ²
124	H20. 2. 27	海瀬	住宅	放火	全焼 30m ² 車両 1台
125	H20. 3. 3	高野町	住宅	不明	半焼 26m ²
126	H21. 2. 20	上	住宅	不明	全焼 169m ²
127	H21. 5. 20	大日向	住宅	炭	部分焼 負1

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 壊 状 況
128	H21. 5. 20	大日向	住宅	炭	部分焼 負1
129	H22. 2. 28	千代里	ビニール ハウス	不明	部分焼 32m ²
130	H22. 3. 13	穂積	事務所	取灰	全焼 37m ²
131	H22. 4. 2	八郡	住宅	こたつ	全焼 176.33m ² 死2
132	H22. 11. 17	高野町	車両	不明	車両 1台
133	H23. 1. 15	海瀬	住宅	不明	全焼 168m ² 死1
134	H23. 3. 5	八郡	住宅	飛び火	全焼 95m ²
135	H24. 1. 14	大日向	車両	不明	車両 1台
136	H24. 3. 28	八郡	作業場	飛び火	部分焼 25m ²
137	H24. 4. 25	穂積	小屋	飛び火	全焼 64.8m ²
138	H24. 9. 13	余地	車両	不明	車両 1台
139	H25. 7. 23	畠	倉庫	蜂の巣駆除	全焼 68m ²
140	H25. 8. 13	高野町	空き家	廃材焼却	部分焼 30m ²
141	H26. 6. 5	千代里	住宅	取灰の不始末	全焼 112m ² 負2
142	H26. 12. 26	八郡	住宅	不明	全焼 242m ² 負2
143	H28. 3. 15	大日向	住宅	不明	半焼 67m ²
144	H28. 6. 11	海瀬	車両	配線のスパーク	車両 1台
145	H29. 2. 19	平林	住宅	不明	全焼 209m ²
146	H29. 3. 15	余地	林野	ごみ焼	38a 死1
147	H29. 4. 9	畠	車両	交通事故	車両 1台
148	H29. 8. 21	宿岩	車両	不明	車両 2台
149	H29. 12. 22	海瀬	住宅	不明	全焼 2棟 300m ²
150	H30. 1. 14	穂積	土手	飛び火	45m ²
151	H30. 3. 17	畠	田畠	飛び火	1000m ²
152	H30. 3. 26	八郡	田畠	飛び火	700m ²
153	H30. 4. 1	海瀬	田畠	飛び火	100m ²
154	H30. 4. 4	高野町	土手	飛び火	315m ²
155	H30. 7. 3	海瀬	住宅	不明	部分焼 12.8m ²
156	H30. 8. 15	高野町	住宅	不明	全焼 3 部分 1 ぼや 3 506m ² 車両 1台
157	H31. 1. 7	穂積	田畠	飛び火	1500m ²
158	H31. 1. 13	宿岩	田畠	飛び火	田畠 1200m ² 建物 10m ²
159	H31. 3. 26	海瀬	田畠	飛び火	5819m ²

5 9-2 過去の主な火災発生状況

番号	発生年月日	出火場所	火元業態	火気原因	被 味 状 況
160	H31. 3. 28	高野町	住宅	配線の過電流	ぼや 面積なし
161	H31. 4. 5	筆岩	林野	不明	全焼 8 部分 1 365m ² 林野32ha
162	H31. 4. 5	八郡	小屋	ストーブ	全焼 9 m ² 下草2000m ²
163	R 1. 6. 20	海瀬	住宅	コンロ	全焼 368m ²
164	R 1. 9. 23	八郡	小屋	取灰の不始末	全焼 106m ²
165	R 1. 9. 27	平林	河川敷	飛び火	125m ²
166	R 1. 11. 13	海瀬	作業場	車両の燃料タンク	部分焼 5 m ² 負 1
167	R 1. 12. 28	八郡	住宅	煙突	全焼 137m ²

[注1] 全焼は建物焼失面積の70%以上、半焼は建物焼失面積の20%以上70%未満、部分焼は建物焼失面積の20%未満とする。

[注2] 建物火災について、全焼は全ての被害を記入し、半焼及び部分焼は20m²以上の被害を記入する。

[注3] 林野火災は、焼失面積1ha以上の被害を記入する。

[注4] 死傷者や負傷者がいる場合は、全ての被害を記入する。

* 死=死者、負=負傷者

9-3 台風の大きさと強さの分類

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域（平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）」の半径で、台風の「強さ」は「最大風速」で区分しています。

さらに、強風域の内側で平均風速25m/s以上の風が吹いている範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階 級	最 大 風 速
強 い	33m/s (64ノット) 以上～44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上～54m/s (105ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105ノット) 以上

大きさの階級分け

階 級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

9-4 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

(平成21年3月31日制定)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかららないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以後には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以後は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

9-5 マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9以上	地震観測がはじまって以来おこっていない	
8.5～9	・最大級の大地震 ・全世界を通じて10年に1度位しかおこらない	三陸沖地震 (8.5) (昭和8. 3. 3)
8～8.5	・第1級の大地震 ・内陸におこると大被害 ・海底におこると大津波 ・日本付近で10年に1回位発生	濃尾地震 (8.4) (明治24. 10. 28) 関東地震 (7.9～8.2) (大正12. 9. 1) 南海道地震 (7.7～8.2) (昭和21. 12. 21) 十勝沖地震 (8.2) (昭和27. 3. 4) 十勝沖地震 (8.0) (平成15. 9. 26)
7～8	・かなりの大地震 ・内陸におこると大被害を生ずることがある ・海底におこると津波を伴う ・日本付近で1年に1回位発生	東南海地震 (7.4～8.2) (昭和19. 12. 7) 三河地震 (7.0～7.1) (昭和20. 1. 13) 福井地震 (7.2～7.3) (昭和23. 6. 28) 新潟地震 (7.4～7.7) (昭和39. 6. 16) 68十勝沖地震 (7.5～7.8) (昭和43. 5. 16) 宮城県沖地震 (7.5) (昭和53. 6. 12) 兵庫県南部地震 (7.2) (平成7. 1. 17) 鳥取県西部地震 (7.3) (平成12. 10. 6) 宮城県沖地震 (7.1) (平成15. 5. 26) 福岡県西方沖地震 (7.0) (平成17. 3. 20) 宮城県沖地震 (7.2) (平成17. 8. 16)
6～7	・内陸におこると(とくに震源が浅いとき)被害を生じることがある ・日本付近で1年に10回位発生	岐阜県中部地震 (6.6) (昭和44. 9. 9) 伊豆半島沖地震 (6.9) (昭和49. 5. 9) 芸予地震 (6.7) (平成13. 3. 24) 宮城県北部地震 (6.4) (平成15. 7. 26) 新潟県中越地震 (6.8) (平成16. 10. 23)

10 防災関係機関及び組織関係

10-1 防災関係機関一覧表

1 指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
佐久広域連合消防本部	佐久市中込2947	0267-64-0119
北部消防署	佐久市下小田切544-1	0267-82-0119
佐久地域振興局	佐久市跡部65-1	0267-63-3111
佐久建設事務所	佐久市臼田2015	0267-82-3101
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1	0267-63-3162
長野県警察本部	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110
佐久警察署	佐久市岩村田1156-2	0267-68-0110
大日向警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬1555	0267-86-3269
海瀬警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬11-1	0267-86-2056
高野町警察官駐在所	佐久穂町大字高野町469-6	0267-86-2038
八千穂警察官駐在所	佐久穂町大字畠448	0267-88-2005
長野県危機管理局危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町1108	026-234-5123
信越総合通信局	長野市旭町1108	026-234-9962
新潟運輸局長野陸運支局	長野市大字西和田428-1	026-243-4384
関東地方整備局長野国道工事事務所	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7008
北陸地方整備局千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74	026-227-9434
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108	026-233-2500
中部森林管理局東信森林管理署	佐久市臼田1822	0267-82-2036
小諸労働基準監督署	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738

2 自衛隊等

機 開名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第13普通科連隊本部	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

3 指定公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市大字栗田源田窪992-6	026-226-5306
東日本旅客鉄道(株)長野支社小海線営業所	佐久市中込2021-2	0267-63-5061
東日本旅客鉄道(株)羽黒下駅	佐久穂町大字平林115	0267-86-2019
東日本旅客鉄道(株)中込駅	佐久市中込2021-2	0267-62-0002
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5 NTT新田町ビル内	026-225-4389 (災害時緊急電話)
NTT東日本長野東信サービスセンタ	東御市鞍掛上河原83-1	0268-71-6113
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
中部電力(株)佐久営業所	佐久市跡部167-1	0267-62-1141
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
郵便局(株)信越支社		
海瀬郵便局	佐久穂町大字海瀬956-1	0267-86-2045
高野町郵便局	佐久穂町大字高野町471-1	0267-86-2042
上簡易郵便局	佐久穂町大字上1434	0267-86-3087
四ツ谷簡易郵便局	佐久穂町大字海瀬223-2	0267-86-3752
羽黒下簡易郵便局	佐久穂町大字平林121	0267-81-2068
八千穂郵便局	佐久穂町大字畠821-1	0267-88-2042
八郡簡易郵便局	佐久穂町大字八郡587	0267-88-2243

4 指定地方公共機関及びその現地機関

機 開 名	所 在 地	電話番号
信越放送(株)上田放送局	上田市中央1-6-27	0268-24-2141
(株)長野放送上田支局	上田市天神2-1-22	0268-24-3215
(株)テレビ信州	長野市中御所469-2	026-227-5511
長野朝日放送(株)上田支局	上田市天神1-8-2	0268-28-0010
長野エフエム放送(株)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
千曲バス(株)	佐久市野沢20	0267-62-0081
(社)長野県エルピーガス協会	長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734
(社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
南佐久北部森林組合	佐久穂町大字海瀬2766-3	0267-86-4202
佐久穂町商工会	佐久穂町大字高野町561-1	0267-86-2275
佐久医師会	佐久市原569-7	0267-62-0442
J A佐久浅間佐久穂支所	佐久穂町大字高野町533	0267-86-2025
J A佐久浅間農業協同組合本所	佐久市猿久保882	0267-68-1112
八十二銀行佐久穂支店	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2582
佐久穂町社会福祉協議会	佐久穂町大字高野町351	0267-86-4273
佐久水道企業団	佐久市跡部101	0267-62-1290
南佐久環境衛生組合	佐久穂町大字宿岩306	0267-86-7710
南佐久郡町村会	佐久穂町大字宿岩306	0267-86-5520
佐久穂町立千曲病院	佐久穂町大字高野町328	0267-86-2360
佐久総合病院	佐久市臼田197	0267-82-3131
高見沢医院	佐久穂町大字海瀬17	0267-86-2044
八千穂クリニック	佐久穂町大字畠481-4	0267-88-3931
たなべ診療所	佐久穂町大字高野町730-1	0267-86-1186
新海歯科医院	佐久穂町大字高野町2944-23	0267-86-2122
小須田歯科医院	佐久穂町大字高野町326-1	0267-86-1182
青森歯科医院	佐久穂町大字穂積1335	0267-88-3532
(株)エフエム佐久平	佐久市佐久平駅東1-1	0267-65-8888
佐久漁業協同組合	佐久市跡部17-1	0267-62-0764
南佐久南部漁業協同組合	小海町大字土村3981-1	0267-92-2167
学校法人茂来学園 大日向小学校	佐久穂町大字大日向1110-1	0267-81-2345

10-2 消防団組織及び現有力

R2.10.1 現在

分団名	班名	団員数	階級別内訳				車両・ポンプ				
			分 団 長	副 分 団 長	班 長	団 員	ポン プ車	普通 積載	軽積 載	小型 動力 ポン プ	
ラッパ	ラッパ班	(23)	1								
ラッパ班の団員は各分団から選出											
第1分団		四ツ谷班	11	1	1	9	1				
		東町班	3	1	1	1				1	1
		平林班	7	(機能別団員)			7				
		下海瀬 新田班	20	1	3	16		0	2	2	
		花岡班	5	1	1	3				1	1
		計	54	1	3	8	42	1	0	6	7
団長(1) 副団長(3) 本部長(1) 消防主任(分団所属)		高野町班	21	1	1	2	17	1			
		宿岩班	9	1	1	7				1	1
		上第1班	15		2	13				3	3
		上第2班	12		1	2	9			1	2
		計	57	1	3	7	46	1	0	5	6
第3分団		畠ヶ中班	20	2	2	17				1	1
		川久保班	15	1	2	12		1			2
		館・旭班	6		1	5				1	1
		余地班	17		2	15				1	2
		茂来班	17	1		2	14		1	1	2
		妙義班	20	1	2	17				1	2
		照明班	(第3分団の団員から選出)				1				
		計	95	1	4	11	80	0	3	5	10
第4分団		下畠班	20	1	1	2	16			1	1
		佐口班	22	1	3	18				1	2
		うそのくち班	4		1	3				1	1
		計	46	1	2	6	37	0	0	3	4
第5分団		大石班	17	1	1	2	13			1	1
		八郡班	23	1	3	19				1	1
		馬越班	14	1	2	11				1	2
		計	54	1	3	7	43	0	0	3	4
第6分団		天神町 崎田班	11 13	1	1	3	6 (機能別団員)			2	2
		穴原班	10	1	1	8				1	1
		高岩班	8		1	7				1	3
		計	42	1	2	5	34	0	0	4	6
第7分団		1号車班	17	1		2	14	1			
		2号車班	17		1	3	13	1			
		3号車班	9	1	2	6		1		1	
		計	43	1	2	7	33	2	1	0	1
本部付		女性班	8			2	6				
		合計	401	8	19	53	321	4	4	26	38

※上表のほか、本部指令車1台

※普通積載のうち、1台は照明電源車

10-2 の 2 消防団の管轄区域

分団	区域	班	構成区域
第 1 分団	大字海瀬のうち四ツ谷、海瀬新田、下海瀬、赤屋、花岡 大字高野町のうち東町 大字平林全域	四ツ谷班	四ツ谷
		東町班	東町
		平林班	羽黒下、平林、曾原
		下海瀬・新田班	下海瀬、赤屋、海瀬新田
		花岡班	花岡
第 2 分団	大字高野町のうち東町を除く 全域 大字宿岩全域 大字上全域	高野町班	柳、翠、相生、榎田、桜町、三本木、雁明
		宿岩班	宿岩（中川原を含む）
		役場班	昼間に限り全域
		本郷班	本郷 3、4、大張、中尾、屋敷入
		影、新田班	影、新田
		針の木沢班	針の木沢、本郷 1、2
		久保田班	久保田
第 3 分団	大字海瀬のうち畠ヶ中、一ノ渕、川久保、かさなり、館、旭 大字余地全域 大字大日向全域	畠ヶ中班	畠ヶ中、一ノ渕
		川久保班	川久保、かさなり
		館・旭班	館、旭
		余地班	余地
		茂来班	大日向 1 区、2 区、3 区
		妙義班	大日向 4 区、5 区
		照明班	町内全域
第 4 分団	大字畠のうち下畠、城山、大久保、上野、佐口、うそのくち	下畠班	下畠、城山
		佐口班	佐口、上野、大久保
		うそのくち班	うそのくち
第 5 分団	大字八郡全域 大字千代里全域	大石班	大石、八千穂高原別荘地、八千穂高原
		八郡班	八郡、松井
		馬越班	馬越、柳沢、頭無
第 6 分団	大字穂積全域	天神町・崎田班	天神町、崎田
		穴原班	穴原
		高岩班	高岩、筆岩、中央
第 7 分団	大字畠のうち上畠第一、上畠中央、宮前、清水町、千ヶ日向、大門、高根、中畠 大字千代里のうち大石川	1 号車班	上畠第一、上畠中央、宮前
		2 号車班	清水町、千ヶ日向、大石川
		3 号車班	大門、高根、中畠

*役場班を設け、昼間に限り全域出動とする。

11 その他

11-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所

1 指定緊急避難場所

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり	
1	大日向	1区	大日向生活改善センタ－(1区)	大日向2366-2	会議室 200m ²	50	あり	△ 拔井川の越水で浸水のおそれあり		土石流	× S53建築	○ 4	○
2	大日向	2区	大日向2区農村研修集会センター	大日向1641-1	研修室 200m ²	50	あり	○	急傾斜地	土石流	× S55建築	○ 3	○
3	大日向	3区	大日向多目的研修セ－ンタ－(3区)	大日向788-3	研修室 200m ²	50	あり	△ 拔井川の越水で浸水のおそれあり	急傾斜地	○ S59建築	○ 3	○	
4	大日向	4区	大日向4区公民館	大日向4170	会議室 150m ²	37	あり	△ 拔井川の越水で浸水のおそれあり		土石流	× S56以前	○ 3	○
5	大日向	5区	大日向5区生活改善センタ－	大日向243-1	会議室 150m ²	37	あり	○		土石流	○ S61建築	○ 3	○
6	大日向	大日向	大日向小学校 グラウンド	大日向1110-1	グラウンド 2,000m ²	500	なし	○	急傾斜地	○	○ 4	○	
7	余地	余地	余地水田転作促進研修センター(本郷)	余地990	研修室 200m ²	50	あり	○		土石流	× S54建築	○ 4	○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり
8	余地	余地	余地中谷生活改善センター	余地733	会議室 150m ²	37	あり	○	急傾斜地	土石流	○ H7建築	○ 4 ○
9	余地	余地	余地ダム公園	余地535	公園 14,000m ²	3,500	なし	○			— 建築物なし	○ 4 ○
10	海瀬	館	館公民館	海瀬5725	会議室 150m ²	37	あり	○			× S 56以前	○ 3 ○
11	海瀬	館	月見公園	海瀬5737	公園 180m ²	45	なし	○			— 建築物なし	○ 4 ○
12	海瀬	旭	旭公民館	海瀬5642	会議室 50m ²	12	あり	○			× S 56以前	○ 4 ○
13	海瀬	かさなり	かさなり公民館	海瀬1172-50	会議室 200m ²	50	あり	○		土石流	○	○ 4 ○
14	海瀬	川久保	川久保集落センター	海瀬1649	会議室 250m ²	62	あり	○			○ S 58建築	△ 2 ○
15	海瀬	畠ヶ中	畠ヶ中集落センター	海瀬677	会議室 250m ²	62	あり	○			○ S 58建築	△ 2 ○
16	海瀬	一ノ淵	一ノ淵公民館	海瀬365-1	会議室 50m ²	12	あり	○	急傾斜地		× S 56以前	○ 3 ○
17	海瀬	四ツ谷	海瀬保育園	海瀬2543-1	遊戯室 500m ²	125	あり	○			○ H15建築	○ 4 ○
18	海瀬	四ツ谷	四ツ谷生活改善センター	海瀬33-4	会議室 200m ²	50	あり	○			○ H2建築	△ 2 ○
19	海瀬	海瀬新田	海瀬社会体育館 駐車場	海瀬2754	駐車場 1,000m ²	250	なし	○			— 建築物なし	○ 4 ○
20	海瀬	海瀬新田	海瀬新田生活改善センター	海瀬2846	会議室 50m ²	12	あり	○			○ S 59建築	△ 2 ○
21	海瀬	下海瀬	下海瀬公民館	海瀬3695	会議室 150m ²	37	あり	○			× S 56以前	○ 3 ○
22	海瀬	花岡	花岡公民館	海瀬4635	会議室 150m ²	37	あり	○			× S 56以前	○ 3 ○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4 m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり
23	海瀬	花岡	花岡遺跡公園	海瀬2387	公園 2700m ²	675	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
24	海瀬	海瀬	海瀬総合グラウンド	海瀬1984-1	グラウンド 17,000m ²	4,250	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
25	海瀬	海瀬	海瀬屋内ゲートボーラー場	海瀬5199-67	屋内運動場 3,000m ²	750	あり	○		○ H3建築	○ 4	○
26	海瀬	海瀬	佐久穂町こどもセンター グラウンド	海瀬309	グラウンド 2,500m ²	625	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
27	海瀬	海瀬	佐久穂小中学校 グラウンド	海瀬2673	グラウンド 10,000m ²	2,500	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
28	海瀬	四ツ谷	秋葉山公園	海瀬2990-1他	敷地 2,000m ²	500	なし	○	急傾斜地	— 建築物なし	○ 4	○
29	平林	曾原	曾原公民館	平林710-2	会議室 50m ²	12	あり	○		× S 56以前	△ 2	○
30	平林	羽黒下	羽黒下生活改善センター	平林97-1	会議室 150m ²	37	あり	○		○ S 62建築	△ 2	○
31	平林	平林	平林生活改善センター(本郷)	平林275-3	会議室 100m ²	25	あり	○		○ S 61建築	△ 1	○
32	平林	平林	平林第一生活改善センター	平林47-5	会議室 100m ²	25	あり	○		○ H3建築	△ 2	○
33	宿岩	宿岩	宿岩生活改善センター	宿岩65	会議室 150m ²	37	あり	△ 北沢川の越水で浸水のおそれあり			○ 3	○
34	高野町	みどり町	柳翠区民センター	高野町101	研修室 250m ²	62	あり	○		○ S 63建築	△ 2	○
35	高野町	みどり町	栄保育園	高野町228	遊戯室 500m ²	125	あり	○		○ H12建築	○ 3	○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり
36	高野町	桜町	桜町児童公園	高野町652	公園 350m ²	87	なし	× 河川敷		— 建築物なし	○ 4	○
37	高野町	榎田	婦人若者等活動促進施設(高野町公会場)	高野町454-5	会議室 180m ²	45	あり	○		○ H11建築	○ 3	○
38	高野町	相生町	佐久穂町同和教育集会所	高野町401	会議室 200m ²	50	あり	○		× S46建築	○ 3	○
39	高野町	みどり町	高齢者福祉施設ふれあい	高野町351	会議室、ホール 440m ²	110	あり	○		○ H10建築	○ 3	○
40	高野町	東町	東町区公会場	高野町2942	会議室 150m ²	37	あり	○			△ 2	○
41	高野町	久保田	佐久穂町隣保館	高野町2026-2	会議室 180m ²	45	あり	○		× S51建築	○ 3	○
42	高野町	高野町	旧佐久西小学校 グラウンド	高野町1802	グラウンド 2,000m ²	500	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
43	高野町	高野町	元気が出る公園 グラウンド他	高野町2666	グラウンド他 10,000m ²	2,500	なし	○		— 建築物なし	○ 4	○
44	高野町	高野町	佐久穂町役場駐車場	高野町569	駐車場 3,000m ²	750	なし	0.5未満		— 建築物なし	○ 4	○
45	高野町	高野町	佐久穂町役場	高野町569	会議室 200m ²	50	あり	○		○ R2建築	○ 4	○
46	上	本郷	上区生活改善センター	上1352-5	会議室 200m ²	50	あり	△ 新田川の越水で浸水のおそれあり		× S51建築	○ 3	○
47	上	本郷	大岳センター	上1200-1	会議室 150m ²	37	あり	○		○ H23建築	○ 3	○
48	上	影	影生活改善センター	上1662-2	会議室 150m ²	37	あり	○	土石流	× S55建築	△ 2	○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規 模な火事 (防火帯数)	地すべり
49	上	上新田	上新田生活改善センタ	上2234-1	会議室 150m ²	37	あり	○	急傾斜地	×	S 55建築	△ 2 ○
50	上	大張	大張生活改善センタ	上623-7	会議室 200m ²	50	あり	○		○	S 57建築	○ 3 ○
51	畠	上畠	八千穂福祉センター	畠143-1	会議室 1,700m ²	425	あり	0.5~1.0		○	S 47建築	○ 4 ○
52	畠	清水町	清水町北公民館	畠93-2	会議室 200m ²	50	あり	○		×	S 56以前	△ 1 ○
53	畠	上畠	上畠会館	畠164-12	会議室 150m ²	37	あり	○		×	S 37建築	△ 1 ○
54	畠	宮前	宮前公民館	畠143-35	会議室 150m ²	37	あり	0.5~1.0		×	S 48建築	△ ○
55	畠	大門	八千穂老人福祉センタ	畠660	会議室 180m ²	45	あり	○		×	S 55建築	○ 4 ○
56	畠	大門	八千穂保育園	畠660	遊戯室 1,200m ²	300	あり	○	急傾斜地	○	S 59建築	○ 4 ○
57	畠	大門	畠屋内ゲートボール場	畠660	屋内運動場他 3,000m ²	750	あり	○	急傾斜地	土石流	○ S 63建築	○ 3 ○
58	畠	大門	大高公民館	畠669	会議室 150m ²	37	あり	○		土石流	○ H8建築	△ 2 ○
59	畠	中畠	中畠公民館	畠3029	会議室 150m ²	37	あり	○		×	S 36建築	△ 2 ○
60	畠	下畠	下畠公民館	畠3499	研修室 200m ²	50	あり	○				△ 2 ○
61	畠	大久保	大久保公民館	畠3945-2	会議室 150m ²	37	あり	○				○ 4 ○
62	畠	上野	上野公民館	畠4257-2	会議室 150m ²	37	あり	○	急傾斜地			○ 3 ○
63	畠	佐口	佐口公民館	畠4981	会議室 200m ²	50	あり	○		×	S 56以前	△ 2 ○
64	畠	うその口	うそのくち公民館	畠5851-1	会議室 150m ²	37	あり	○		○		○ 4 ○
65	畠	千ヶ日向	千ヶ日向コミュニティーセンター	畠1162-19	会議室 150m ²	37	あり	○				○ 3 ○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害	地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり
66	畠	清水町	八千穂消防センター	畠25-3	会議室 500m ²	125	あり	○		土石流 ○ H9建築	△ 2	○
67	畠	大門	八千穂デイサービス センター こまどり	畠660	会議室 432m ²	108	あり	○			○ 3	○
68	畠	城山	城山コミュニティー センター	畠3400-84	会議室 150m ²	37	あり	○			○ 4	○
69	畠	城山	城山公園	畠3238	公園 600m ²	150	なし	○	急傾斜地	— 建築物な し	○ 4	○
70	畠	畠	千ヶ日向グラウンド	畠1819-3	グラウンド 2,500m ²	625	なし	○			○ 4	○
71	畠	畠	佐久穂町役場旧八千 穂庁舎 駐車場	畠164	駐車場 1,000m ²	250	なし	0.5未満		土石流	○ 4	○
72	穂積	天神町	旧八千穂小学校 グ ラウンド	畠224-1	グラウンド 2,000m ²	500	なし	0.5未満		— 建築物な し	○ 4	○
73	穂積	天神町	旧八千穂中学校 グ ラウンド	畠260	グラウンド 2,800m ²	700	なし	0.5未満		— 建築物な し	○ 4	○
74	穂積	天神町	天神町会館	穂積1604-1	会議室 150m ²	37	あり	○		× S 37建築	○ 4	○
75	穂積	天神町	愛宕公園	穂積1692	公園 440m ²	110	なし	×	河川敷	— 建築物な し	○ 4	○
76	穂積	崎田	崎田公民館	穂積244-3	会議室 150m ²	37	あり	○		土石流	○ 4	○
77	穂積	穴原	穴原公民館	穂積1962	会議室 200m ²	50	あり	○	急傾斜地	土石流	○ 4	○
78	穂積	中央	中央公民館	穂積2368-4	会議室 200m ²	50	あり	○		土石流 × S 40建築	○ 3	○
79	穂積	高岩	高岩公民館	穂積2586-2	会議室 150m ²	37	あり	○		土石流 × S 56以前	△ 2	○
80	穂積	筆岩	筆岩公民館	穂積3308-2	会議室 150m ²	37	あり	○			○ 4	○

番号	大字	所在	避難所名称	所在地	施設の面積	収容人員 (4m ² に 1人)	建物	洪 水	土砂災害		地 震	大規模 な火事 (防火帯数)	地すべり
81	穂積	天神町	やちほ構造改善センタ	穂積1335-1	会議室 400m ²	100	あり	○			○ H元建築	○ 3	○
82	穂積	天神町	しらかば社会体育館 駐車場	穂積1403	駐車場 1,000m ²	250	なし	0.5未満			— 建築物なし	○ 4	○
83	穂積	穂積	穂積グラウンド	穂積2365-1	グラウンド 3,500m ²	875	なし	○	急傾斜地	土石流	— 建築物なし	○ 4	○
84	穂積	穂積	穂積屋内ゲートボーラー場	穂積2365	屋内運動場 400m ²	100	あり	○	急傾斜地	土石流	○ S 63建築	○ 4	○
85	八郡	八郡	八郡地区公民館	八郡153-1	会議室 150m ²	37	なし	○				○ 4	○
86	八郡	松井	松井転作促進研修センター	八郡2487	研修室 150m ²	37	なし	○	急傾斜地	土石流		○ 3	○
87	八郡	大石	大石区公民館	八郡1679-1	会議室 200m ²	50	なし	△ 大石川の越 水で浸水の おそれあり				○ 3	○
88	八郡	八郡	松井グラウンド	八郡2049-622	グラウンド 2,500m ²	625	なし	○			— 建築物なし	○ 4	○
89	千代里	馬越	馬越公民館	千代里4127-1	会議室 150m ²	37	なし	○			○	○ 3	○
90	千代里	柳沢	柳沢公民館	千代里4649-36	会議室 150m ²	37	なし	○				○ 4	○

2 指定避難所

No.	大字	所在	避難所名称	所在地	電話番号	施設の面積等	収容人員 (8m ² に 1人)	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事	地すべり
1	大日向	3区	大日向小学校 体育館	大日向1110-1	—	体育館 550m ²	68	○	急傾斜地		○ H4建築	○ ○
2	海瀬	海瀬新田	海瀬社会体育館	海瀬2755	—	アリーナ 1,300m ²	162	○			○ S 60建築	○ ○
3	海瀬	四ツ谷	佐久穂町こどもセンター (旧佐久中央小学校体育館)	海瀬309	—	体育館 800m ²	100	○			○ S 54建築	○ ○
4	海瀬	四ツ谷	佐久穂中学校 体育館	海瀬2714	86-2280	体育館 1,200m ²	150	○			○ H26建築	○ ○
5	海瀬	四ツ谷	佐久穂小学校 体育館	海瀬2714	86-2134	体育館 700m ²	87	○			○ H26建築	○ ○
6	海瀬	海瀬	生涯学習館(茂来館)	海瀬2570	86-2041	駐車場他	600	○			○ H15建築	○ ○
7	高野町	久保田	旧佐久西小学校 体育館	高野町1802	—	体育館 850m ²	106	○			○ S 57建築	○ ○
8	穂積	天神町	しらかば社会体育館	穂積1403	81-3050	アリーナ 2,500m ²	312	0.5未満			○ H11建築	○ ○

3 福祉避難所

No.	大字	所在	避難所名称	所在地	電話番号	施設の面積等	収容人員 (8m ² に 1人)	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事	地すべり
1	高野町	相生町	老人保健施設「さやか」	高野町352-2	86-5330	入所定員58人 通所定員25人	25	○			○ H10建築	○ ○
2	高野町	柳町	特別養護老人ホーム 佐久穂愛の郷	高野町303-1	81-2001	入所定員70人 ショートステイ 定員10人	10	○			○ H26建築	○ ○

指定避難場所等指定基準

1160

○対象となる災害の選定

政令では、異常な現象の種類として、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地すべり」「高潮」「地震」「津波」「大規模な火事」を定めているほか、内閣府令として、「内水氾濫」「火山現象」を定めている。

「指定緊急避難場所」「指定避難所」における異常な現象の種類ごとの指定基準は、以下のとおりである。

○異常な現象ごとの指定基準

1. 洪水

- ・千曲川洪水ハザードマップに示される計画規模降雨による浸水想定区域を基準とする。

○…浸水想定区域外の施設であり、被害のおそれのない施設

0.5未満…浸水想定が0.5m未満の浸水のおそれがある施設

0.5～1.0…浸水想定が0.5～1.0mの浸水のおそれがある施設

△…千曲川以外の河川で越水による浸水のおそれがある施設

×…河川敷にある施設

2. 急傾斜地・土石流

- ・土砂災害ハザードマップに示される区域を基準とする。

急傾斜地・土石流…土砂災害警戒区域内に立地し、被害のおそれのある施設

※土砂災害特別警戒区域内の避難所は、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるため除外とした（災害対策基本法施行令第20条の3第2項）。

3. 地震

- ・新耐震基準（昭和56年施行新耐震基準設計）に関する表示

○…新耐震基準以降に建築された施設、または耐震改修済みの施設

－…建築物等がない屋外

空欄…建築年が不明

4. 大規模な火事

- ・ 5m以上の道路や畠等に接し、延焼を防ぐことができる施設の表示
 - … 5m以上の道路や畠などに接し、延焼を防ぐことができる施設
(延焼から安全を確保できる空間が3方面以上)
 - △… 5m以内の道路や畠などに接し、延焼を防ぐことができるであろう施設
(延焼から安全を確保できる空間が2方面以下)

5. 内水氾濫

- ・ 地形や勾配などの調査が必要であり、全町的な調査については未実施

6. 地すべり

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定に示された区域を基準とする。
 - … 土砂災害警戒区域に指定されていない施設
 - △… 土砂災害警戒区域内に立地し、被害のおそれのある施設
 - ×… 土砂災害特別警戒区内に立地し、建物が破壊され、大きな被害のおそれがある施設

7. その他

- ・ 異常な現象のうち「高潮」「津波」「火山現象」については、被害のおそれがないため指定基準からは除外

11-2 佐久穂町防災会議条例 (平成17年3月20日)
条例 第 144 号

改正 平成24年9月25日条例第21号

令和元年6月19日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、佐久穂町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐久穂町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 長野県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関及び一部事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号から第8号までの委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、一部事務組合の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任

命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月19日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

11-3 佐久穂町災害対策本部条例 (平成17年3月20日) 条 例 第 145 号

改正 平成24年9月25日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、佐久穂町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

11-4 佐久穂町災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成17年3月20日)
条例 第80号

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給 (第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給 (第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け (第12条—第15条)
- 第5章 補則 (第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対しても支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることがある。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病

にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金、及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐久町条例第35号）又は八千穂村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成3年八千穂村条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

11-5 佐久穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成17年3月20日)
規則第45号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）
- 第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年佐久穂町条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額並びに償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書

(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成2年佐久町規則第8号）又は八千穂村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和49年八千穂村規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号～第16号〔略〕

11-6 佐久穂町災害見舞規則 (平成17年3月20日)
(規則 第 46 号)

(目的)

第1条 この規則は、佐久穂町内に発生した災害により被害を受けた町民に見舞金を交付することを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この規則において「災害」とは、火災、風害、水害、震災等により、町民の死亡又は1箇月以上の入院治療を必要とする障害及び家屋(住宅及び店舗に限る。)の一部又は全部の焼失、流失、埋没、損壊、床上浸水、床上土砂流入等の被害が生ずることをいう。

(見舞金等の額等)

第3条 町長は、災害により被害を受けた町民(以下「被災者」という。)に対し、見舞金等を交付する。

2 見舞金の額は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、死亡に係る見舞金は、佐久穂町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年佐久穂町条例第80号)の規定により災害弔慰金が交付される場合には、交付しない。

(被害の程度の判定)

第4条 災害による被害の判定は、家屋の被害については関係課等が行い、人身の被害等については医師の診断による。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

別表（第3条関係）

災害の種類	被害の程度	見 舞 金 の 額
火 災	全 燃	100,000円
	半 燃	50,000円
	一 部 燃 失	30,000円
風 震 水 災 害 等	全 壊	100,000円
	流 失	100,000円
	埋 没	100,000円
	半 壊	50,000円
	一 部 損 壊	30,000円
	床 上 浸 水	30,000円
	床上土砂流入	30,000円
	死 亡	100,000円
上記の災害で 人身の被害が あるもの	重 傷	50,000円

(備考) 一の世帯で家屋の被害と人身の被害がある場合には、上表のそれぞれ該当する見舞金を併せて交付する。